

近畿ブロック発注者協議会の運営

令和7年度近畿ブロック発注者協議会実施体制

運用指針に基づき全ての発注者が発注関係事務を適切に実施できる連携・支援体制を強化

■近畿ブロック発注者協議会の体制

- 公共工事の品質確保の促進に向けた取組等について、発注者間の連携・調整を図るため、近畿ブロック発注者協議会を設置（平成20年度に設置）
- 各種取組みを重点的に検討、調整し、より効率的な展開を図れるよう「工事検査分科会」を新設（H28.4）

■近畿ブロック発注者協議会の構成図

■近畿ブロック発注者協議会

- 国の機関 **13機関**
国土交通省、農林水産省、財務省、経済産業省、環境省、防衛省、警察庁、林野庁、海上保安庁、
- 地方公共団体 **25機関**
7府県、4政令市、14市町村
- 特殊法人等 **14機関**

連携

■府県毎地域発注者協議会

- 福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県
- 全市町村（211市町村）
- 近畿地方整備局
- 政令市（オブザーバー）

■近畿ブロック発注者協議会 幹事会

- 発注者協議会の**52機関**

分科会

- ・運営分科会
- ・工事検査分科会（H28.4設置）

滋賀県・大阪府（平成28年度）、京都府（平成29年度）、兵庫県（平成30年度）に分科会を設立

近畿ブロック発注者協議会の開催状況及び今後の予定

	令和6年度				令和7年度					
	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月		
近畿ブロック発注者協議会										
・協議会	☆4/24						☆9/24			
・幹事会		☆7/16	☆10/28	☆3/5	第三次・全国統一指標 決定（6月）		☆8/6	☆2月		
・運営分科会		☆8/5		☆1/9		第三次・全国統一指標 目標値の公表（12月）			☆12月	
・工事検査分科会							☆5/28			
各府県地域発注者協議会										
・福井県		☆8/7分	☆11/20協					☆11/27		
・滋賀県		☆7/30協	☆10/29分	☆3/11分			☆7/29協			
・京都府		☆8/30分	☆10/30幹	☆2/12分			☆10/22			
・大阪府		☆7/26協	☆10/31協							
・兵庫県		☆9/3分	☆11/29分							
・奈良県		☆8/29協	☆11/26協				☆10/24			
・和歌山県	☆5/29協					☆7月協（書面）				

※ 協：協議会、幹：幹事会、分：分科会

分科会 (R7.5.28 Web併用開催)

- ・第三次・全国統一指標 (目標値設定)
- 近畿ブロック独自指標
- 令和7年度の取組内容

幹事会 (R7.8.6 Web併用開催)

- ・第三次・全国統一指標 (目標値設定)
- 近畿ブロック独自指標
- 令和7年度の取組内容
- (※第三次・全国統一指標 (取組年次: R7~R11))

協議会 (R7.9.24.)

- ・第三次・全国統一指標 (目標値設定)
- 近畿ブロック独自指標
- 令和7年度の取組内容

分科会 (R7.12下旬)

- ・新・全国統一指標の令和6年度実績
- ・第三次・全国統一指標の令和7年度の取組状況
- ・令和8年度に向けた取組目標

担い手3法のこれまでの改正経緯

品確法
(平成17年制定)

Point

価格のみでなく**品質を加味した総合評価の導入**



建設業法・入契法
(昭和24年制定)(平成12年制定)

Point

建設工事の**適正な施工の確保**・公共工事の**入札契約の適正化**



平成26年 担い手3法

Point

発注者は、受注者が**適正な利潤を確保**できるようにすること
従事する者の賃金その他の**労働条件、労働環境の改善**

※5年後見直し規定あり(附則第2項)



Point

ダンピング対策の強化と建設工事の**担い手の確保**

※5年後見直し規定あり(附則第8条)



令和元年 新・担い手3法

Point

元請は、**下請が利潤・工期を確保**できる発注をすること

※5年後見直し規定あり(附則第2項)



Point

働き方改革に向けた**適正な工期の確保**

※5年後見直し規定あり(附則第8条)



令和6年 第3次・担い手3法

Point

担い手の**休日・賃金の確保**と**地域建設業等の維持**

※5年後見直し規定あり(附則第2項)

Point

労働者の**処遇改善**と価格高騰時の**労務費へのしわ寄せ防止**

※5年後見直し規定あり(附則第5条)

背景・必要性

インフラ整備の担い手・地域の守り手である建設業等がその役割を果たし続けるため、以下の喫緊の課題の解消に取り組む必要

担い手確保

地域建設業等の維持

生産性向上

公共工事等の発注体制の強化

これらの課題に対し、**公共工事から取組を加速化・牽引**することで、**将来にわたる公共工事の品質確保・持続可能な建設業等を実現**

改正の概要

1. 担い手の確保のための働き方改革・処遇改善

休日の確保の推進
処遇改善の推進
担い手確保のための環境整備

2. 地域建設業等の維持に向けた環境整備

適切な入札条件等での発注の推進
災害対応力の強化

3. 新技術の活用等による生産性向上

新技術の活用・脱炭素化の促進
技術開発の推進

4. 公共工事の発注体制の強化

発注者への支援充実
入札契約の適正化に係る実効確保

運用指針とは：品確法第22条に基づき、地方公共団体、学識経験者、民間事業者等の意見を聴いて国が作成

- ・各発注者が発注関係事務を適切かつ効率的に運用できるように、発注者共通の指針として体系的にとりまとめ
- ・国は、本指針に基づき発注関係事務が適切に実施されているかについて毎年調査を行い、その結果をとりまとめ、公表

工事

必ず実施すべき事項

- ①地域の実情等を踏まえた発注【内容充実】
- ②予定価格の適正な設定
- ③歩切りの根絶
- ④適正な工期設定
- ⑤施工時期の平準化【内容充実】
- ⑥低入札価格調査制度の基準価格又は最低制限価格の設定・活用の徹底等
- ⑦適切な設計変更
- ⑧スライド条項の設定等【新】 等

実施に努める事項

- ①情報通信技術を活用した生産性向上【内容充実】
- ②「総合的に価値の最も高い資材等」の活用【新】
- ③工事中の施工状況の確認
- ④週休2日の質の向上【新】
- ⑤受注者との情報共有、協議の迅速化【内容充実】
- ⑥維持管理を広域的に行う連携体制の構築【新】
- ⑦参加者確認型随意契約方式の活用【新】 等

災害対応

- ①随意契約等の適切な入札契約方式の活用
- ②現地の状況等を踏まえた積算の導入
- ③労災保険契約の保険料の予定価格への反映【新】
- ④共同企業体等の活用【内容充実】

測量、調査及び設計

- ①地域の実情等を踏まえた発注【内容充実】
- ②予定価格の適正な設定
- ③適正な履行期間の設定
- ④履行期間の平準化【内容充実】
- ⑤低入札価格調査制度の基準価格又は最低制限価格の設定・活用の徹底等
- ⑥適切な設計変更 等

- ①情報通信技術を活用した生産性向上
- ②プロポーザル方式・総合評価落札方式の積極的な活用
- ③履行状況の確認
- ④受注者との情報共有、協議の迅速化【内容充実】
- ⑤参加者確認型随意契約方式の活用【新】 等

- ⑤工事・業務の一時中止【新】
- ⑥被災状況の把握ができる知識等を有する者の活用【新】 等

「第三次・全国统一指標」+「地域独自指標」
を設定することで、取組を推進する

年度		新・全国統一指標(現行) (取組年次: R2~R6)	第三次・全国統一指標 (取組年次: R7~R11)
令和5年	12月	令和4年度取組状況公表	
令和6年	10月		ブロック土木部長会議で意見交換
	11月		地域発注者協議会で意見交換
	12月	令和5年度取組状況公表	
令和7年	1月	品確法 運用指針の改定	
	6月		第三次・全国統一指標決定
	6月 ~		新指標の基準値、目標値について、 全国の地域発注者協議会で審議
	12月	令和6年度取組状況公表	第三次・全国統一指標の基準値・目標値の公表
令和8年	12月		令和7年度取組状況公表

「近畿ブロック発注者協議会」設置要領

（名称）

第1条 本会は、近畿ブロック発注者協議会（以下「協議会」という。）と称する。

（目的）

第2条 協議会は、近畿地方における国、特殊法人等及び地方公共団体等の各発注者が、発注者の責務を果たすため、公共工事の品質確保の促進に向けた取組み等について情報交換や情報共有などを行い、連携強化や支援及び発注者間相互の連絡調整を図り、もって近畿ブロックにおける公共工事の品質確保の促進に寄与することを目的とする。

（事務）

第3条 協議会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項に関する連絡調整等を行う。

- 一 公共工事の品質確保の促進に関する施策に対する目標設定や実施状況
- 二 発注者間相互の連携及び協力
- 三 発注者への支援
- 四 その他前条の目的を達成するために必要な事項

（協議会の構成）

第4条 協議会は、別紙1に掲げる委員をもって構成する。

- 2 会長は、国土交通省近畿地方整備局長をもってあてる。
- 3 会長は、会務を総括し、協議会を代表する。
- 4 副会長は、農林水産省近畿農政局農村振興部長及び代表府県部長をもってあてる。
- 5 副会長は、会長に事故がある時は、その職務を代理する。
- 6 市町村委員は各府県市長会会長、町村会会長をもってあてる。

（会議）

第5条 協議会の会議は、会長が招集する。

- 2 協議会の会議は、会長または会長が指名する者が議長を務める。
- 3 委員は、あらかじめ指名した者を代理として会議に出席させることができる。
- 4 会長は、必要がある時は、別紙1に掲げる者以外の者の参加を求めることができる。

(幹事会の構成)

第6条 協議会の円滑な運営を補助するため、協議会に幹事会を置くものとし、幹事会の会議は、幹事長が招集する。

- 2 幹事会は、別紙2に掲げる幹事をもって構成する。
- 3 幹事長は、国土交通省近畿地方整備局企画部長をもってあてる。
- 4 幹事会に、副幹事長を置き、幹事長が指名する。
- 5 副幹事長は、幹事長に事故がある時は、その職務を代理する。
- 6 市町村幹事は各府県市長会会長、町村会会長を担当する市町村技術管理主管部長(課長)等をもってあてる。

(分科会)

第7条 幹事会の効率的な運営を図るため、必要に応じて分科会を設置することができる。

(地域発注者協議会)

第8条 近畿ブロックの全ての市町村における公共工事の品質確保を促進するため、福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県の各府県に地域発注者協議会を設置する。

(庶務)

第9条 協議会の庶務は、近畿地方整備局(企画部技術管理課)が関係機関の協力を得て処理する。

(雑則)

第10条 この要領に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則 この要領は、平成 20 年 11 月 13 日から施行する。

この要領は、平成 27 年 3 月 24 日から施行する。

この要領は、平成 27 年 8 月 24 日から施行する。

この要領は、平成 28 年 8 月 22 日から施行する。

この要領は、平成 29 年 8 月 9 日から施行する。

この要領は、平成 30 年 8 月 6 日から施行する。

この要領は、令和元年 8 月 7 日から施行する。

この要領は、令和2年 7月から施行する。

この要領は、令和3年 8 月 5 日から施行する。

この要領は、令和4年 5 月 9 日から施行する。

この要領は、令和5年 5月 17 日から施行する。

この要領は、令和6年 2月 26 日から施行する。

この要領は、令和6年 4月 24日から施行する。

この要領は、令和8年 8月 6日から施行する。

この要領は、令和8年 9月 24 日から施行する。

第4条関係(委員)

会 長	国土交通省	近畿地方整備局長
副 会 長	農林水産省	近畿農政局 農村振興部長
副 会 長		代表府県部長
委 員	警察庁	近畿管区警察局 総務監察部長
	財務省	近畿財務局 管財部長
	財務省	大阪国税局 総務部次長
	農林水産省	林野庁 近畿中国森林管理局 総務企画部長
	経済産業省	近畿経済産業局 総務企画部長
	国土交通省	近畿地方整備局 総務部長
	国土交通省	近畿地方整備局 企画部長
	国土交通省	近畿地方整備局 営繕部長
	国土交通省	近畿地方整備局 港湾空港部長
	国土交通省	近畿運輸局 総務部長
	国土交通省	大阪航空局 空港部長
	国土交通省	海上保安庁 第五管区海上保安本部 経理補給部長
	国土交通省	海上保安庁 第八管区海上保安本部 総務部長
	環境省	近畿地方環境事務所 次長
	防衛省	近畿中部防衛局 調達部長
	福井県	土木部長
	滋賀県	土木交通部長
	滋賀県	農政水産部長
	京都府	建設交通部長
	京都府	農林水産部技監
	大阪府	都市整備部長
	大阪府	環境農林水産部長
	兵庫県	土木部長
	兵庫県	まちづくり部長
	兵庫県	農林水産部長
	奈良県	県土マネジメント部長
	奈良県	食農部長
	和歌山県	県土整備部長

和歌山県 農林水産部長
京都市 建設局長 ~~土木技術・防災減災・公園利活用担当局長~~
大阪市 建設局長
堺市 建設局長
神戸市 建設局長
福井市長
池田町長
東近江市長
豊郷町長
長岡京市長
伊根町長
高槻市長
熊取町長
丹波篠山市長
佐用町長
葛城市
明日香村長 天川村長
御坊市長
九度山町長
(独)水資源機構 関西・吉野川支社 支社長
西日本高速道路(株)関西支社 建設事業部長
本州四国連絡高速道路(株) 長大橋・技術部長
阪神高速道路(株) 技術部長
新関西国際空港(株) 技術・安全部長
(独)国立文化財機構 京都国立博物館 副館長
(独)国立文化財機構 奈良国立博物館 副館長
(独)国立美術館 京都国立近代美術館 館長
(独)国立美術館 国立国際美術館 館長
(独)国立文化財機構 奈良文化財研究所 研究支援推進部長
(独)鉄道建設・運輸施設整備支援機構 北陸新幹線建設局 計画部長
(独)都市再生機構 西日本支社 副支社長
(国研)日本原子力研究開発機構 事業管理部長
日本下水道事業団 近畿総合事務所 事務所長

第6条関係(幹事)

幹事長 国土交通省 近畿地方整備局 企画部長
 副幹事長 農林水産省 近畿農政局 農村振興部 設計課長
 副幹事長 代表府県課(室)長

幹事 警察庁 近畿管区警察局 総務監察部 会計課長
 財務省 近畿財務局 管財総括第三課長
 財務省 大阪国税局 営繕監理官
 農林水産省 林野庁 近畿中国森林管理局 総務企画部 經理課長
 経済産業省 近畿経済産業局 総務企画部 会計課長
 国土交通省 近畿地方整備局 総務部 契約管理官
 国土交通省 近畿地方整備局 企画部 技術調整管理官
 国土交通省 近畿地方整備局 企画部 技術開発調整官
 国土交通省 近畿地方整備局 企画部 総括技術検査官
 国土交通省 近畿地方整備局 営繕部 営繕品質管理官
 国土交通省 近畿地方整備局 港湾空港部 事業計画官
 国土交通省 近畿地方整備局 総務部 契約課長
 国土交通省 近畿地方整備局 企画部 技術管理課長
 国土交通省 近畿地方整備局 営繕部 技術・評価課長
 国土交通省 近畿地方整備局 港湾空港部 品質確保室長
 国土交通省 近畿運輸局 総務部 会計課長
 国土交通省 大阪航空局 技術管理官
 国土交通省 海上保安庁 第五管区海上保安本部 經理補給部 經理課長
 国土交通省 海上保安庁 第八管区海上保安本部 総務部 經理課長
 環境省 近畿地方環境事務所 自然環境整備課長
 防衛省 近畿中部防衛局 調達部 調達計画課長

福井県 土木部 土木管理課長
 滋賀県 土木交通部 技術管理課長
 滋賀県 農政水産部 農政課長
 京都府 建設交通部 指導検査課長
 京都府 農林水産部 農村振興課長
 大阪府 都市整備部 事業調整室 技術管理課長
 大阪府 環境農林水産部 環境農林水産総務課長
 大阪府 総務部契約局 建設工事課長

兵庫県 土木部 技術企画課長
兵庫県 まちづくり部 営繕課長
兵庫県 農林水産部 総務課長
奈良県 県土マネジメント部 技術管理課長
奈良県 食農部 農林振興課長
和歌山県 県土整備部 技術調査課長
和歌山県 県土整備部 公共建築課長
和歌山県 農林水産部 農業農村整備課長
京都市 建設局 監理検査課長
大阪市 建設局 工事監理担当課長
堺市 建設局 土木部 土木監理課参事(技術管理担当)
神戸市 建設局 担当部長(技術管理担当)
福井市 財政部長
池田町 町土整備課長
東近江市 契約検査課長
豊郷町 企画振興課長
長岡京市 総合政策部 検査指導課長
伊根町 地域整備課長
高槻市 総務部 部長代理 兼 契約検査課長
熊取町 総務部 総務部長
丹波篠山市 行政経営部 管財契約課長
佐用町 総務課長
葛城市 総務部 管財課長
明日香村 総務財政課長 天川村—企画観光課長
御坊市 財政課長
九度山町 総務課長
(独)水資源機構 関西・吉野川支社 淀川本部施設管理課長
西日本高速道路(株)関西支社 建設事業部 技術課長
本州四国連絡高速道路(株) 安全防災・技術部 技術管理課長
阪神高速道路(株) 技術部 技術管理課長
新関西国際空港(株) 技術・安全部長
(独)国立文化財機構 京都国立博物館 総務課長
(独)国立文化財機構 奈良国立博物館 総務課長
(独)国立美術館 京都国立近代美術館 総務課長
(独)国立美術館 国立国際美術館 総務課長
(独)国立文化財機構 奈良文化財研究所 環境整備課長
(独)鉄道建設・運輸施設整備支援機構 北陸新幹線建設局
計画部 技術管理課長

(独)都市再生機構 西日本支社 技術監理部 工務・品質管理課長
(国研)日本原子力研究開発機構 事業管理部 調達課長
日本下水道事業団 近畿総合事務所 施工管理課長

「近畿ブロック発注者協議会」運営規則

「近畿ブロック発注者協議会」設置要領について、下記のとおり運営規則を定める。

記

第3条関係

【活動内容】

協議会は公共工事の品質確保に向けた次の各号にあげる事項について討議を行う。

- ①総合評価の導入・拡大
- ②品質確保に関する取組みの情報共有・促進等
- ③地域貢献に関する評価の普及促進
- ④受注者間における適正な関係の構築

第4条、第7条関係

【副会長、副幹事長】

地方公共団体の代表で就任していただく協議会副会長及び副幹事長については、以下の順番制とする。

平成25年度	和歌山県
平成26年度	兵庫県
平成27年度	大阪府
平成28年度	京都府
平成29年度	滋賀県
平成30年度	福井県
令和元年度	奈良県
令和 2年度	和歌山県
令和 3年度	兵庫県
令和 4年度	大阪府
令和 5年度	京都府
令和 6年度	滋賀県
令和 7年度	福井県
令和 8年度	奈良県
令和 9年度	和歌山県

【審議】第三次・全国統一指標：基準値、目標値等

新しい全国統一指標の設定

R7.2発注関係事務の運用に関する指針

国は、施工時期の平準化やダンピング対策等の取組状況について、他の発注者の状況を把握できるように「見える化」等を実施

品確法等の改正内容や現行指標の進捗状況を踏まえて、新たな指標「第三次・全国統一指標」を検討

(現行)新・全国統一指標(工事) (取組年次: R2~R6)

見直しを検討する指標

- ① 地域平準化率(施工時期の平準化) ※地域ブロック単位・県域単位で公表
国等・都道府県・政令市・市区町村の発注工事の稼働件数から算出した平準化率(4月~6月期の平準化が対象)
- ② 週休2日対象工事の実施状況(適正な工期設定) ※地域ブロック単位・県域単位で公表
国等・都道府県・政令市の発注工事に対する週休2日対象工事の設定割合
※週休2日対象工事:週休2日が確保できる工期設定や積算における補正係数の設定等により、現場閉所・交代制を問わずに4週8休以上の確保を促進するための工事。
- ③ 低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定状況(ダンピング対策) ※県域単位で公表
都道府県・政令市・市区町村の発注工事に対する低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定割合
※調査対象は、都道府県・政令市は250万円を超える工事(随契除く)、市町村は130万円を超える工事(随契除く)である。

(現行)新・全国統一指標(測量、調査及び設計(業務))

- ① 地域平準化率(履行期限の分散) ※地域ブロック単位・県域単位で公表
国等・都道府県・政令市の発注業務の第4四半期履行期限設定割合
- ② 低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定状況(ダンピング対策) ※県域単位で公表
都道府県・政令市の発注業務に対する低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定割合

地域独自指標

…これまでの取組状況を踏まえた指標を地域ごとに設定

工事

① 地域平準化率(閑散期のボトムアップ・繁忙期のピークカット)

国等・都道府県・市区町村の発注工事の稼働件数から算出した平準化率(閑散期のボトムアップ・繁忙期のピークカット)
(地域ブロック単位・県域単位で公表)

② 週休2日の達成状況(休日の確保)

国等・都道府県・政令市の発注工事の実際の週休2日の達成状況(4週8休以上達成状況)
(地域ブロック単位・県域単位で公表)

③ 低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定状況(ダンピング対策)

都道府県・市区町村の発注工事に対する低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定割合
(県域単位で公表)

測量、調査及び設計(業務)

① 地域平準化率(履行期限の分散)

国等・都道府県・政令市の発注業務の第4四半期履行期限設定割合(地域ブロック単位・県域単位で公表)

② 低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定状況(ダンピング対策)

都道府県・市区町村の発注業務に対する低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定割合
(県域単位で公表)

※新・全国统一指標からの変更箇所は赤字で示す。

①地域平準化率(閑散期のボトムアップ・繁忙期のピークカット)

地域ブロック単位・県域単位で、国等・都道府県・市区町村の発注工事の稼働件数から算出した平準化率(閑散期のボトムアップ・繁忙期のピークカット)

※地域平準化率の内訳となる各団体別の平準化率(閑散期のボトムアップ・繁忙期のピークカット)

※コリンズデータを用いて前年度実績により算出

※計算方法は別紙参照。当該月に工期が含まれるものを稼働件数に含める。

→品確法等の改正や現行指標の課題を踏まえ変更

②週休2日の達成状況(休日の確保)

地域ブロック単位・県域単位で、国等・都道府県・政令市の発注工事の**実際の週休2日の達成状況(4週8休以上達成状況)**

※工事対象期間(着手日から完成日の間)において、**実際に**4週8休以上(現場閉所・交代制問わず)を行ったと認められる工事の割合

※計算方法：
$$\frac{\text{該当年度に完了した工事(災害緊急復旧工事等を除く)のうち、実際に4週8休以上(現場閉所・交代制問わず)行ったと認められる工事件数}}{\text{該当年度の工事完了件数(災害緊急復旧工事等を除く)}}$$

(注1.該当年度は実績値を算出する年度のこと)

(注2.これまでと同様に災害緊急復旧工事以外で週休2日達成の集計対象から除く工事は各地域ブロックで判断。対象にならないとの説明がつくものとする。)

→品確法等の改正や現行指標の達成状況を踏まえ変更

※新・全国統一指標からの変更箇所は赤字で示す。

③低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定状況(ダンピング対策)

県域単位で、都道府県・市区町村の発注工事に対する低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定割合

※調査対象は、都道府県・政令市は400万円を超える工事(随契除く)、市町村は200万円を超える工事(随契除く)。

→改正地方自治法施行令の施行※(R7.4.1～)を踏まえ、調査対象を変更

※少額随意契約の基準額が改正された

1. 目標値設定基本方針

以下の基本方針に従って、各指標の目標値を設定する。また、各目標値に対する実績値を毎年の発注者協議会等で公表する。

(地域ブロック): 全国平均と基準値(R6実績値)を比較し、基準値が全国平均未満であれば、全国平均を目標値とし、基準値が全国平均以上であれば、基準値以上を目標値とする。

(府県域) : 府県域内の国等、都道府県、政令市及び市区町村の各全国平均未満の機関は各全国平均以上を目標値とし、各全国平均以上の機関は基準値以上を目標値とする。

地域 ブロック	平準化率 (閑散期)4~6月		平準化率 (繁忙期)1~3月		対象範囲
	実績値 (R5)	実績値 (R6)	実績値 (R5)	実績値 (R6)	
近畿	0.71	0.75	1.14	※ 1.08	福井県、滋賀県、京都府 大阪府、兵庫県、 奈良県、和歌山県
全国	0.72	集計中	1.09	集計中	—

※は幹事会資料より修正した値

通常繁忙期である1～3月期における公共工事の稼働状況を年度平均と比較した指標

- ① 当該年度に稼働した工事の工期を把握し、各月における工事稼働件数をカウント
- ② 1～3月において、1月あたり平均何件の工事が稼働したか（上記赤枠内の「1～3月期の月平均工事稼働数」）を算出
- ③ 当該年度全体において、1月あたり平均何件の工事が稼働したか（緑枠内の「年度全体の月平均工事稼働数」）を算出
- ④ 「1～3月期の月平均工事稼働数」を「年度全体の月平均工事稼働数」を割ることで平準化率を算出

$$\left(\frac{\text{(1～3月期の月平均工事稼働数)}}{\text{(年度全体の月平均工事稼働数)}} = \frac{8 \div 3}{24 \div 12} = 1.33 \right)$$

参考：都道府県におけるR5とR6工事实績に基づいた平準化率(繁忙期)指標の比較

都道府県	R5平準化率(繁忙期)指標	改善度(▲は悪化)	R6平準化率(繁忙期)指標
福井県	0.98	▲0.02	0.96
滋賀県	1.18	0.02	1.16
京都府	1.18	0.07	※ 1.11
大阪府	1.13	0.04	1.09
兵庫県	1.17	0.03	1.14
奈良県	1.29	0.11	※ 1.18
和歌山県	1.18	0.17	※ 0.99

※は幹事会資料より修正した値

平準化率(繁忙期)実績値の分析

- 全市町村・都道府県における平準化率(繁忙期)の実績（R5年度）を分析した結果、【①平準化率が1以下かつピークカット指標が1以上】、【②平準化率及びピークカット指標が1以下】のいずれかに概ね分類可能であった。
- なお、類型論を所与の前提とするのではなく、個々の工事を分析の上、どの程度平準化の余地があるか、十分に議論する必要があることに留意。

週休2日達成率の定義（抜粋）

週休2日対象工事率 = $\frac{\text{週休2日対象工事件数(公告)}}{\text{週休2日公告対象件数}}$ ※**県域単位**: 各都道府県管内の都道府県、政令市発注の対象工事を足し合わせて算出

週休2日公告対象件数 : 週休2日対象工事の公告対象となりうる工事(全工事件数から災害復旧工事等を除いたもの)のうち、対象期間中に公告等の発注手続きを行った件数。

週休2日対象工事件数 : 週休2日が確保できる工期設定や積算における補正係数の設定等により、現場閉所・交替制を問わずに4週8休以上の確保を促進するための工事のうち、対象期間中に公告等の発注手続きを行った件数。

対象期間 : 当該年度(4月1日～3月31日)とする。

週休2日達成率 = $\frac{\text{4週8休以上達成件数}}{\text{工事完了件数}}$

・4週8休達成件数 : 対象期間内に完了した工事のうち、4週8休以上を達成した工事件数

・工事完了件数 : 対象期間内に完了した工事件数(災害緊急復旧工事除く)

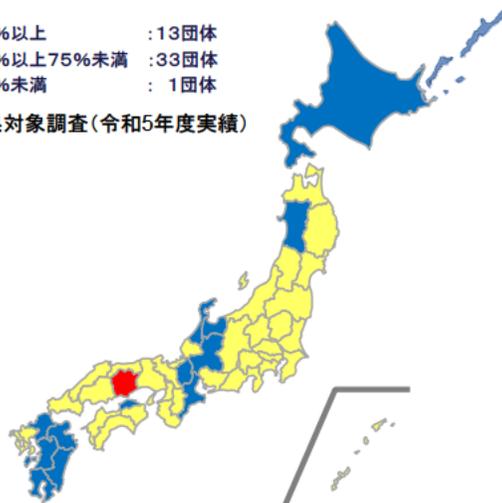
・対象期間 : 当該年度(4月1日～3月31日)とする

週休2日対象工事率(旧指標)



令和5年度週休2日達成率(都道府県)

■ 75%以上 : 13団体
■ 30%以上75%未満 : 33団体
■ 30%未満 : 1団体
※府県対象調査(令和5年度実績)



現行指標の取組状況・課題

- ・取組目標が公告件数であり、実際の週休2日の達成状況ではない。
- ・R6年度で目標達成を予定



見直しの方向性

- ・実際の週休2日の達成状況(4週8休以上達成状況)へ

第三次・全国統一指標(基準値・目標値等) (工事)

- 平準化率(閑散期)のR11目標値は近畿ブロック全体で0.81を提案する。(P11)
- 平準化率(繁忙期)のR11目標値は近畿ブロック全体で1.10を提案する。(P12)
- 週休2日達成率(4週8休以上達成状況)R11目標値は全国平均値以上で設定【案】を提案する
- 低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定状況(工事)R11目標値は引き続きR6目標値と同じ1.00で設定【案】を提案する

第三次・全国統一指標

※R6年度実績値は集計中

	平準化率(閑散期) (工事)			平準化率(繁忙期) (工事)			週休2日達成率 (4週8休以上達成状況) (工事)			低入札価格調査基準又は最低 制限価格の設定状況(工事)		
	実績値 (R5)	実績値 (R6)	目標値 (R11) *	実績値 (R5)	実績値 (R6)	目標値 (R11)	実績値 (R5)	実績値 (R6)	目標値 (R11)	実績値 (R5)	実績値 (R6)	目標値 (R11)
	近畿ブロック	0.71	0.75	0.81	1.14	※ 1.08	1.10	—	—		—	—
福井県域	0.74	0.76	0.79	0.98	0.96	1.00	0.67			0.96	0.95	1.00
滋賀県域	0.66	0.67	0.75	1.18	1.16	1.10	0.89			1.00	1.00	1.00
京都府域	0.68	※ 0.71	0.75	1.18	※ 1.11	1.10	0.58			0.98	0.98	1.00
大阪府域	0.67	0.69	0.75	1.13	1.09	1.10	0.66		全国平均 以上	0.98	0.98	1.00
兵庫県域	0.72	0.75	0.78	1.17	1.14	1.10	0.46			0.96	0.95	1.00
奈良県域	0.62	※ 0.66	0.75	1.29	※ 1.18	1.10	0.68			0.92	0.93	1.00
和歌山県域	0.69	0.84	0.81	1.18	※ 0.99	1.10	0.30			0.97	0.93	1.00

調査対象機関
○:国等
○:都道府県
○:政令市
○:市町村

*:P11の【考え方】のとおり、
仮の目標値であり、
今後更新する可能性がある。

調査対象機関
○:国等
○:都道府県
○:政令市
○:市町村

調査対象機関
○:国等
○:都道府県
○:政令市
○:市町村

調査対象機関
—:国等
○:都道府県
○:政令市
○:市町村

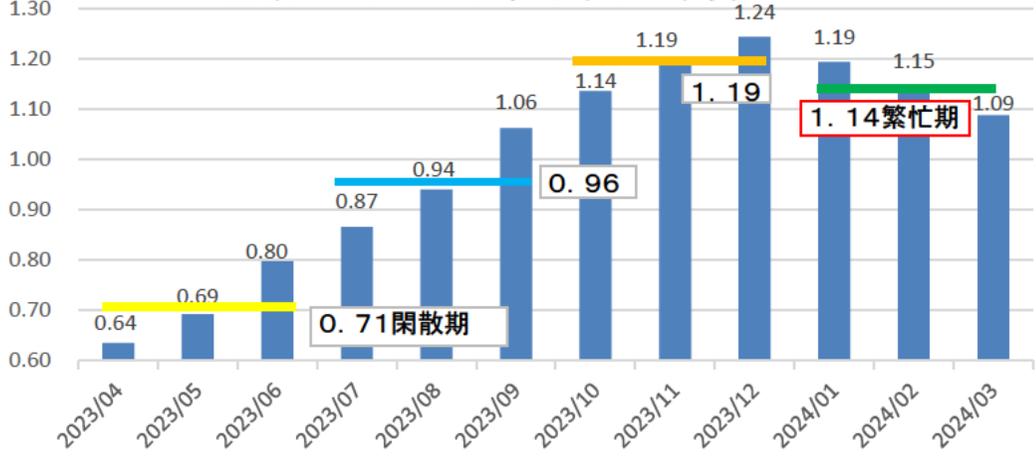
※は幹事会資料より修正した値

【参考】平準化率（繁忙期）目標値（案）の考え方

【考え方】

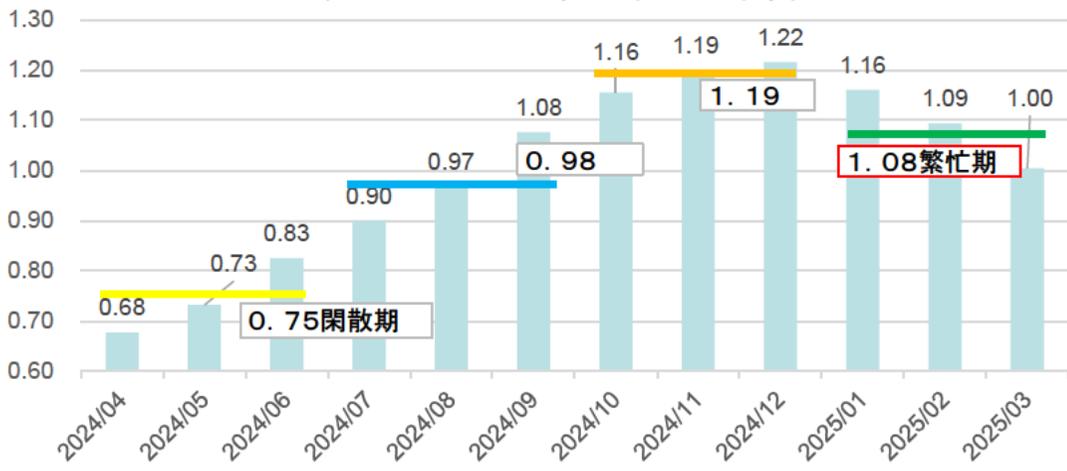
- ・近畿ブロック全体で、**1.10**に設定する。（近畿ブロックのR6年度の現状は**1.08**）
出水期を外した発注や、災害復旧などがあれば年度末に工事が多くなるのが実態。
- ・各県域は目標値の設定にあたっては、地域毎の事情(ex:出水期、農繁期を避けるや冬季施工が困難等)を考慮する。

近畿ブロックの平準化率(R5年度)



- 1 / 四半期平均値
- 2 / 四半期平均値
- 3 / 四半期平均値
- 4 / 四半期平均値

近畿ブロックの平準化率(R6年度)



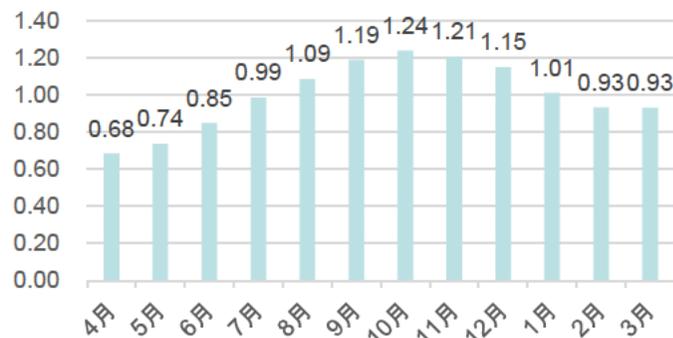
平準化率（繁忙期）
（工事）

	実績値 (R5)	実績値 (R6)
近畿ブロック	1.14	* 1.08
福井県域	0.98	0.96
滋賀県域	1.18	1.16
京都府域	1.18	* 1.11
大阪府域	1.13	1.09
兵庫県域	1.17	1.14
奈良県域	1.29	* 1.18
和歌山県域	1.18	* 0.99

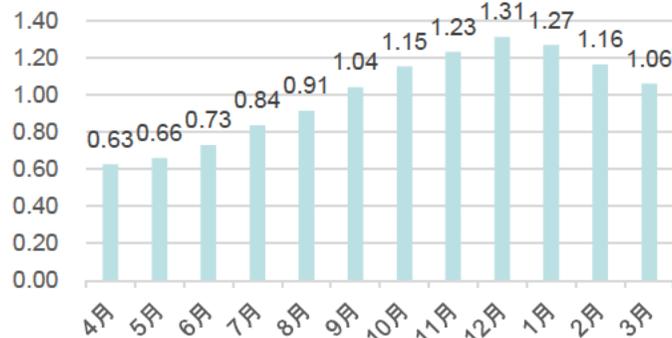
※は幹事会資料より修正した値

【参考】各府県域の平準化率 (R6年度)

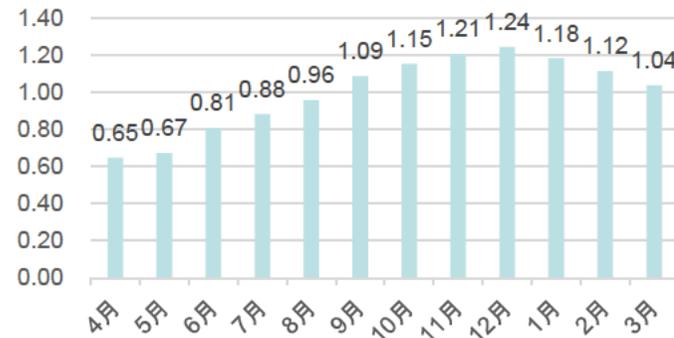
福井県域の平準化率 (R6年度)



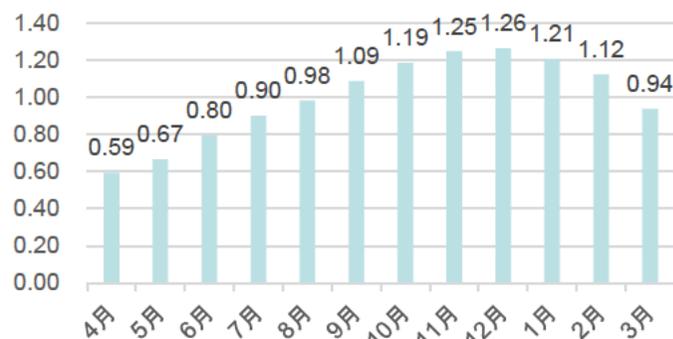
滋賀県域の平準化率 (R6年度)



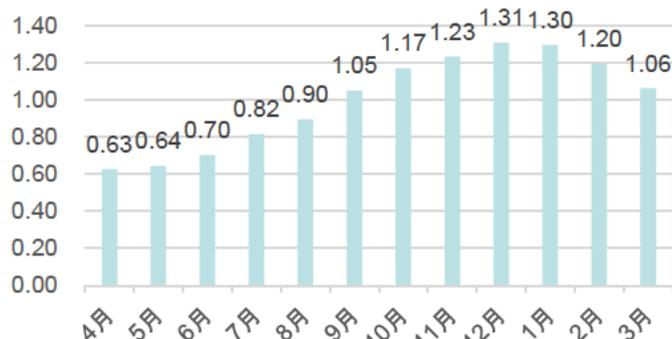
* 京都府域の平準化率 (R6年度)



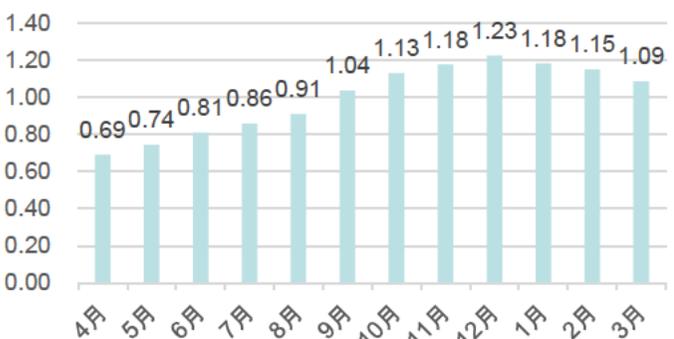
大阪府域の平準化率 (R6年度)



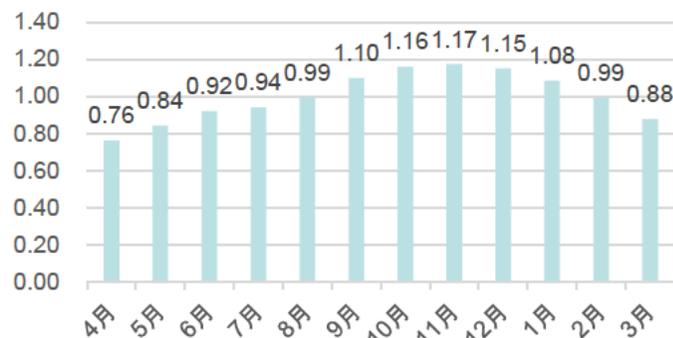
* 奈良県域の平準化率 (R6年度)



* 兵庫県域の平準化率 (R6年度)



* 和歌山県域の平準化率 (R6年度)



- ・ピークについて、福井県域は10月、和歌山県域は11月、その他の府県域は12月
- ・福井県域は、1月～3月の平準化率が0.96(雪の影響を考慮されていると思われる)
- ・和歌山県域は、月ごとの値が0.76～1.17と平準化が進んでいる。

①平準化率(閑散期)・(繁忙期)(施工時期の平準化)

国等・都道府県・市区町村の発注工事4月～6月期と1～3月期における公共工事の稼働状況を年度平均と比較(地域ブロック単位・県域単位で公表)

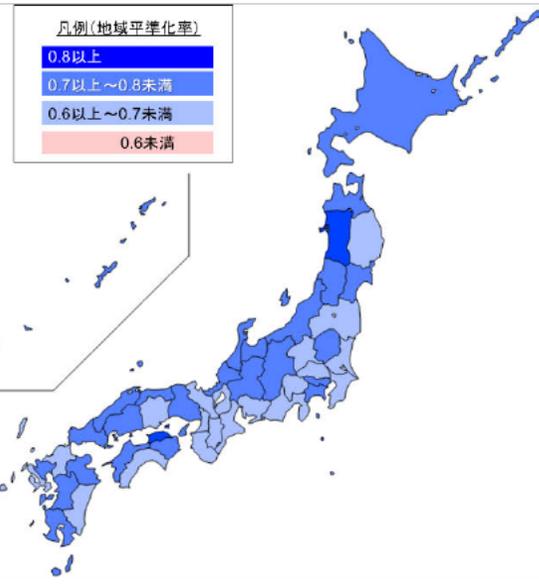
○現行指標

地域平準化率(件数) = $\frac{4\sim6\text{月期の工事平均稼働件数}}{\text{年度の工事平均稼働件数}}$

※県域単位:各都道府県管内の都道府県、政令市、市区町村発注の全ての工事を足し合わせて算出

「一般財団法人日本建設情報総合センター
コリンズ・テクリスセンター」登録データを活用
対象:契約金額500万円以上の工事
稼働件数:当該月に工期が含まれるもの

■地域平準化率の実績値(R5)



■実績値(R4・R5)と目標値(R6)

県域	地域平準化率			県域	地域平準化率			県域	地域平準化率		
	実績値(R4)	実績値(R5)	目標値(R6)		実績値(R4)	実績値(R5)	目標値(R6)		実績値(R4)	実績値(R5)	目標値(R6)
北海道	0.68	0.70	0.75	石川県	0.64	0.72	0.80	岡山県	0.73	0.68	0.90
青森県	0.65	0.70	0.75	福井県	0.68	0.74	0.76	広島県	0.75	0.77	0.90
岩手県	0.64	0.69	0.80	山梨県	0.68	0.67	0.70	山口県	0.72	0.70	0.90
宮城県	0.75	0.74	0.75	長野県	0.75	0.75	0.75	徳島県	0.70	0.74	0.90
秋田県	0.78	0.81	0.80	岐阜県	0.75	0.73	0.80	香川県	0.76	0.81	0.90
山形県	0.71	0.76	0.75	静岡県	0.64	0.68	0.80	愛媛県	0.75	0.72	0.90
福島県	0.71	0.62	0.75	愛知県	0.62	0.64	0.80	高知県	0.65	0.67	0.90
茨城県	0.62	0.64	0.70	三重県	0.63	0.63	0.80	福岡県	0.67	0.63	0.80
栃木県	0.68	0.72	0.70	滋賀県	0.65	0.66	0.74	佐賀県	0.73	0.75	0.80
群馬県	0.67	0.68	0.70	京都府	0.66	0.68	0.77	長崎県	0.67	0.66	0.80
埼玉県	0.65	0.68	0.70	大阪府	0.68	0.67	0.73	熊本県	0.75	0.74	0.80
千葉県	0.65	0.64	0.70	兵庫県	0.75	0.72	0.82	大分県	0.73	0.77	0.80
東京都	0.75	0.75	0.80	奈良県	0.62	0.62	0.81	宮崎県	0.64	0.68	0.80
神奈川県	0.68	0.71	0.70	和歌山県	0.75	0.69	0.78	鹿児島県	0.69	0.73	0.80
新潟県	0.77	0.78	0.80	鳥取県	0.80	0.70	0.90	沖縄県	0.72	0.75	0.80
富山県	0.73	0.73	0.80	島根県	0.72	0.74	0.90	全国	0.70	0.70	—

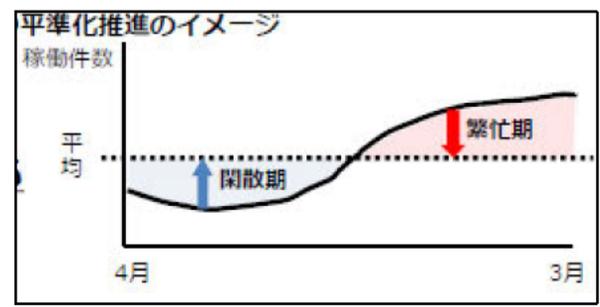
現行指標の取組状況・課題

・繁忙期(第4四半期)の改善状況が不明瞭



見直しの方向性

・閑散期(第1四半期)に加え、繁忙期の(第4四半期)の工事件数についても指標化



平準化率(閑散期のボトムアップ・繁忙期のピークカット)の考え方の比較

- 平準化率(閑散期のボトムアップ)とは、通常閑散期である4～6月期における公共工事の稼働状況を年度平均と比較した指標
- 平準化率(繁忙期のピークカット)とは、通常繁忙期である1～3月期における公共工事の稼働状況を年度平均と比較した指標

工事名と工期	工期															
	過年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	翌年度		
い工事：前年度11/3～9/26	←	←			←			←			←			←		
ろ工事：6/5～1/13		←			←			←			←					
は工事：9/17～3/28		←			←			←			←					
に工事：1/21～翌年度5/25		←			←			←			←			←		
※工事稼働件数は、稼働日数に関わらず各月1件ずつカウント（例えば、工期が4/1～5/1の工事の場合、4月と5月の工事の稼働件数はそれぞれ1件としてカウント）																
各月における工事稼働件数		1件	1件	2件	2件	2件	2件	2件	2件	2件	3件	3件	2件			
年度全体の月平均工事稼働数		24÷12														
4-6月期の月平均工事稼働数		4÷3														
1-3月期の月平均工事稼働数											8÷3					

平準化率(閑散期のボトムアップ)の計算方法

- ① 当該年度に稼働した工事の工期を把握し、各月における工事稼働件数をカウント
- ② 4～6月において、1月あたり平均何件の工事が稼働したか（上記青枠内の「4～6月期の月平均工事稼働数」）を算出
- ③ 当該年度全体において、1月あたり平均何件の工事が稼働したか（緑枠内の「年度全体の月平均工事稼働数」）を算出
- ④ 「4～6月期の月平均工事稼働数」を「年度全体の月平均工事稼働数」を割ることで平準化率を算出

$$\left[\frac{\text{4～6月期の月平均工事稼働数}}{\text{年度全体の月平均工事稼働数}} = \frac{4 \div 3}{24 \div 12} = 0.67 \right]$$

平準化率(繁忙期のピークカット)の計算方法

- ① 当該年度に稼働した工事の工期を把握し、各月における工事稼働件数をカウント
- ② 1～3月において、1月あたり平均何件の工事が稼働したか（上記赤枠内の「1～3月期の月平均工事稼働数」）を算出
- ③ 当該年度全体において、1月あたり平均何件の工事が稼働したか（緑枠内の「年度全体の月平均工事稼働数」）を算出
- ④ 「1～3月期の月平均工事稼働数」を「年度全体の月平均工事稼働数」を割ることで平準化率を算出

$$\left[\frac{\text{1～3月期の月平均工事稼働数}}{\text{年度全体の月平均工事稼働数}} = \frac{8 \div 3}{24 \div 12} = 1.33 \right]$$

← 双方の平準化率を1.00に近づけていく必要 →

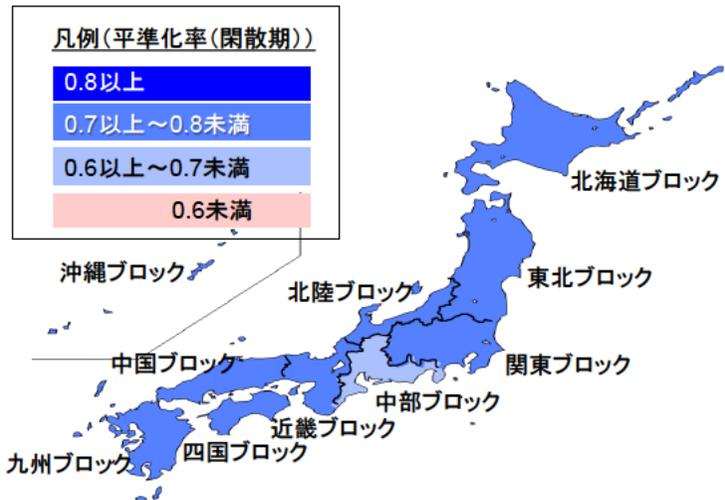
$$\text{平準化率(閑散期)} = \frac{4\sim6\text{月期の工事平均稼働件数}}{\text{年度の工事平均稼働件数}}$$

$$\text{平準化率(繁忙期)} = \frac{1\sim3\text{月期の工事平均稼働件数}}{\text{年度の工事平均稼働件数}}$$

※地域ブロック単位: 地域ブロック管内の国等(国土交通省以外の国の機関を含む)、都道府県、政令市、市区町村発注の全ての工事を足し合わせて算出
 ※国土交通省以外の国の機関には、農林水産省、防衛省、環境省、経済産業省、財務省、独立行政法人、高速道路(株)等が含まれる。

「一般財団法人日本建設情報総合センター コリズ・テクリスセンター」登録データを活用
 対象: 契約金額500万円以上の工事
 稼働件数: 当該月に工期が含まれるもの

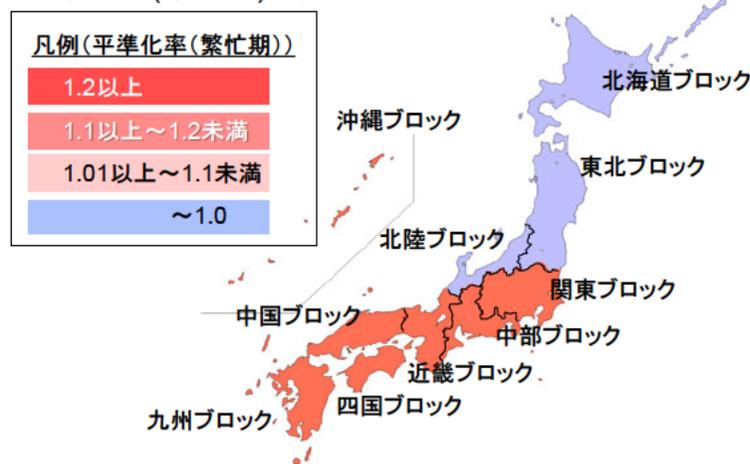
■平準化率(閑散期)の実績値(R5)



■実績値(R4・R5)

地域ブロック	平準化率(閑散期)		平準化率(繁忙期)	対象範囲
	実績値(R4)	実績値(R5)	実績値(R5)	
北海道	0.72	0.74	0.85	北海道
東北	0.73	0.73	1.00	青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県
関東	0.71	0.72	1.11	茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、長野県
北陸	0.75	0.77	0.94	新潟県、富山県、石川県
中部	0.67	0.69	1.12	岐阜県、静岡県、愛知県、三重県
近畿	0.71	0.71	1.14	福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県
中国	0.75	0.74	1.13	鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県
四国	0.73	0.74	1.12	徳島県、香川県、愛媛県、高知県
九州	0.71	0.71	1.14	福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県
沖縄	0.76	0.78	1.12	沖縄県
全国	0.72	0.72	1.09	—

■平準化率(繁忙期)の実績値(R5)



平準化率(繁忙期のピークカット) (県域単位※)

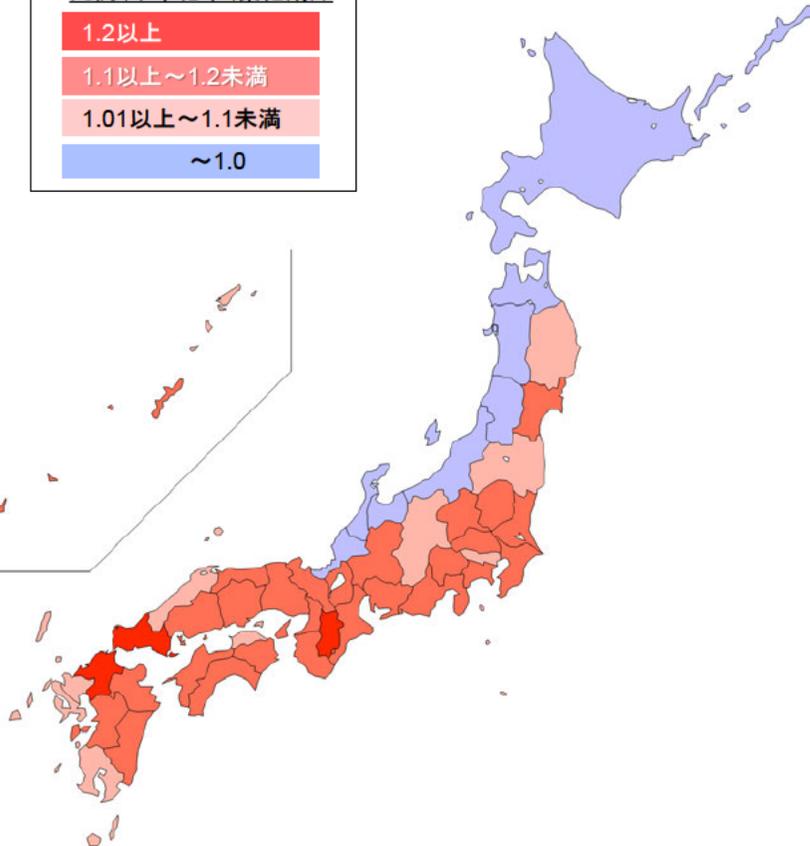
$$\text{平準化率(閑散期)} = \frac{\text{4~6月期の工事平均稼働件数}}{\text{年度の工事平均稼働件数}}$$

$$\text{平準化率(繁忙期)} = \frac{\text{1~3月期の月平均工事稼働件数}}{\text{年間の月平均工事稼働件数}}$$

※県域単位:各都道府県管内の都道府県、政令市、市区町村発注の全ての工事を足し合わせて算出

「一般財団法人日本建設情報総合センター コリنز・テクリスセンター」登録データを活用
 対象:契約金額500万円以上の工事
 稼働件数:当該月に工期が含まれるもの

■平準化率(繁忙期)の実績値(R5)



■実績値(R5)

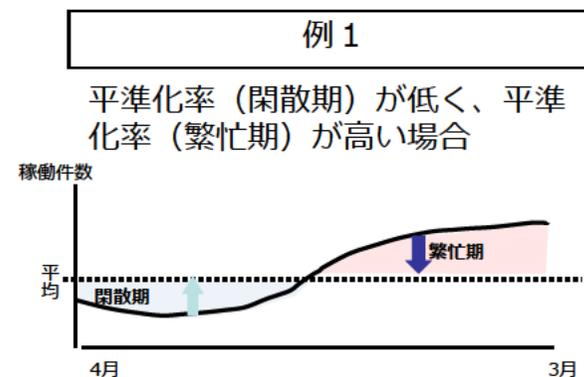
県域	平準化率(繁忙期)	県域	平準化率(繁忙期)	県域	平準化率(繁忙期)
	実績値(R5)		実績値(R5)		実績値(R5)
北海道	0.84	石川県	0.99	岡山県	1.14
青森県	0.91	福井県	0.98	広島県	1.13
岩手県	1.04	山梨県	1.13	山口県	1.21
宮城県	1.14	長野県	1.08	徳島県	1.16
秋田県	0.94	岐阜県	1.10	香川県	1.06
山形県	0.82	静岡県	1.11	愛媛県	1.13
福島県	1.07	愛知県	1.13	高知県	1.14
茨城県	1.13	三重県	1.16	福岡県	1.24
栃木県	1.14	滋賀県	1.18	佐賀県	1.07
群馬県	1.11	京都府	1.18	長崎県	1.09
埼玉県	1.14	大阪府	1.13	熊本県	1.14
千葉県	1.16	兵庫県	1.17	大分県	1.19
東京都	1.07	奈良県	1.29	宮崎県	1.13
神奈川県	1.15	和歌山県	1.18	鹿児島県	1.08
新潟県	0.89	鳥取県	1.13	沖縄県	1.12
富山県	0.96	島根県	1.07	全国	1.10

平準化率(繁忙期のピークカット)実績値の分析

- 全市町村・都道府県における平準化率(繁忙期)の実績(R5年度)を分析した結果、【①平準化率(閑散期)が1以下かつ平準化率(繁忙期)が1以上】、【②平準化率(閑散期)及び平準化率(繁忙期)が1以下】のいずれかに概ね分類可能であった。
- なお、以下の類型はあくまで全体的な傾向を示した参考であり、類型論を所与の前提とするのではなく、個々の工事を分析の上、どの程度平準化の余地があるか、十分に議論する必要があることに留意。

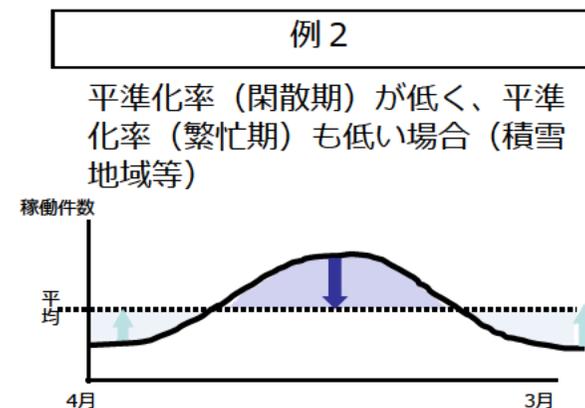
【①平準化率(閑散期)が1以下かつ平準化率(繁忙期)が1以上】

- この場合、春季(4月～6月)に工事施工量が少なく、冬季(1月～3月)に工事施工量が多いケース(例1)が典型であると考えられる。
- この類型に該当する地域は、特に積算の前倒しや、早期執行のための目標設定等によるピークの低減に努めることとし、これらの取組の効力を見越した目標設定とすること。
- 一方で、例えば農業地域等では、農閑期に工事を行わざるを得ず、冬季の施工量削減が現実的に困難な場合もあるため、個々の工事的分析の結果、削減できない合理的な理由がある場合、平準化率(繁忙期)の目標値を現状維持とすることも差し支えない。



【②平準化率(閑散期)及び平準化率(繁忙期)が1以下】

- この場合、春季(4月～6月)と冬季(1月～3月)の工事施工量が少ない一方、秋季のピークが高いケース(例2)であり、積雪等により冬季の施工が物理的に困難である地域が典型と考えられる。
- この類型に該当する場合で、冬季の施工が物理的に困難である等合理的な理由がある場合には、目標値の設定にあたっては、現状維持とすることも差し支えない。
- 一方で、平準化率(繁忙期)の改善に取り組むことにより秋季のピークを低減し、年間の工事量の平準化に資することから、引き続き平準化率(繁忙期)の改善に努める。



②週休2日対象工事の実施状況(適正な工期設定)

○現行指標

週休2日対象工事率 = $\frac{\text{週休2日対象工事件数(公告)}}{\text{週休2日公告対象件数}}$ ※県域単位:各都道府県管内の都道府県、政令市発注の対象工事を足し合わせて算出

週休2日公告対象件数 :週休2日対象工事の公告対象となりうる工事(全工事件数から災害復旧工事等を除いたもの)のうち、対象期間中に公告等の発注手続きを行った件数。

週休2日対象工事件数 :週休2日が確保できる工期設定や積算における補正係数の設定等により、現場閉所・交替制を問わずに4週8休以上の確保を促進するための工事のうち、対象期間中に公告等の発注手続きを行った件数。

対象期間 :当該年度(4月1日~3月31日)とする。

■週休2日対象工事率の実績値(R5)



■実績値(R4,R5)と目標値(R6)

県域	週休2日対象工事率			県域	週休2日対象工事率			県域	週休2日対象工事率		
	実績値(R4)	実績値(R5)	目標値(R6)		実績値(R4)	実績値(R5)	目標値(R6)		実績値(R4)	実績値(R5)	目標値(R6)
北海道	0.91	0.95	1.00	石川県	1.00	1.00	1.00	岡山県	1.00	1.00	1.00
青森県	1.00	1.00	1.00	福井県	1.00	1.00	1.00	広島県	0.95	1.00	1.00
岩手県	1.00	1.00	1.00	山梨県	0.96	1.00	1.00	山口県	1.00	1.00	1.00
宮城県	0.30	1.00	1.00	長野県	1.00	1.00	1.00	徳島県	0.99	0.96	1.00
秋田県	1.00	1.00	1.00	岐阜県	1.00	1.00	1.00	香川県	1.00	1.00	1.00
山形県	0.83	1.00	1.00	静岡県	0.93	0.97	1.00	愛媛県	0.92	0.96	1.00
福島県	1.00	1.00	1.00	愛知県	0.83	0.98	1.00	高知県	1.00	1.00	1.00
茨城県	0.84	0.91	1.00	三重県	1.00	1.00	1.00	福岡県	1.00	1.00	1.00
栃木県	1.00	1.00	1.00	滋賀県	1.00	1.00	1.00	佐賀県	1.00	1.00	1.00
群馬県	1.00	1.00	1.00	京都府	0.98	0.98	1.00	長崎県	1.00	1.00	1.00
埼玉県	0.96	1.00	1.00	大阪府	0.83	0.96	1.00	熊本県	0.79	1.00	1.00
千葉県	0.98	1.00	1.00	兵庫県	1.00	1.00	1.00	大分県	1.00	1.00	1.00
東京都	1.00	1.00	1.00	奈良県	1.00	1.00	1.00	宮崎県	1.00	1.00	1.00
神奈川県	0.96	1.00	1.00	和歌山県	0.66	1.00	1.00	鹿児島県	0.91	1.00	1.00
新潟県	0.92	0.97	1.00	鳥取県	1.00	1.00	1.00	沖縄県	0.69	0.90	1.00
富山県	1.00	1.00	1.00	島根県	1.00	1.00	1.00	全国	0.93	0.99	—

※一部の地域では分母の対象とする工事の見直しを行っており、今後も変更の可能性がある。

現行指標の取組状況・課題

- ・取組目標が公告件数であり、実際の週休2日の達成状況ではない(実績は次ページ)。
- ・R6年度で目標達成を予定



見直しの方向性

- ・実際の週休2日の達成状況(4週8休達成状況)へ見直し

参考:品確法

第二十七条
 2 国は、下請負人等に使用される公共工事に従事する者に対して適切に休日を与えられるよう、その休日の付与の実態の調査を行うよう努めなければならない。
 3 国は、前二項の規定による調査の結果を公表するとともに、その結果を踏まえ、公共工事に従事する者の適正な労働条件の確保のために必要な施策の策定及び実施に努めなければならない。

令和5年度における週休2日の取組状況(都道府県・指定都市)

週休2日
達成ベース

●国土交通省が独自に実施した調査にて、各都道府県から提出された回答を基に令和5年度における週休2日達成率について集計

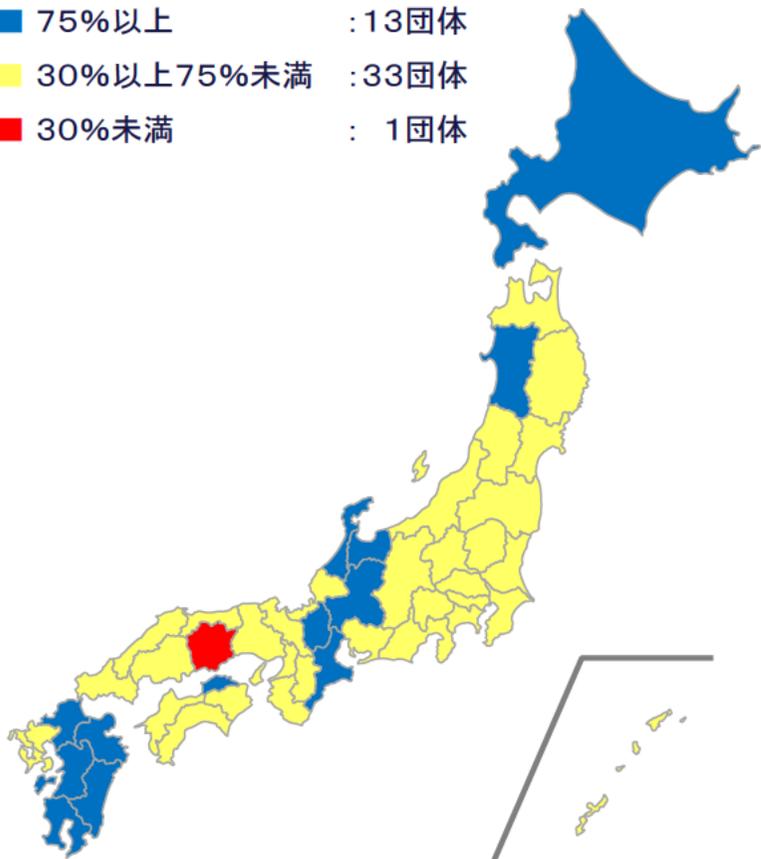
$$\text{週休2日達成率} = \frac{\text{4週8休以上達成件数}}{\text{令和5年度工事完了件数}}$$

<定義>

- ・対象期間 : 令和5年4月1日から令和6年3月31日
- ・対象部局 : 土木部局、建築部局、農林部局
- ・4週8休達成件数 : 対象期間内に完了した工事のうち、4週8休以上を達成した工事件数
- ・令和5年度工事完了件数 : 対象期間内に完了した工事件数(災害緊急復旧工事除く)

令和5年度週休2日達成率(都道府県)

- 75%以上 : 13団体
- 30%以上75%未満 : 33団体
- 30%未満 : 1団体



都道府県	達成率	都道府県	達成率	都道府県	達成率
北海道	94.8%	新潟県	71.8%	岡山県	28.6%
青森県	64.7%	富山県	78.3%	広島県	36.5%
岩手県	51.0%	石川県	90.8%	山口県	50.1%
宮城県	32.2%	岐阜県	80.4%	徳島県	36.9%
秋田県	95.5%	静岡県	67.5%	香川県	77.2%
山形県	50.6%	愛知県	47.3%	愛媛県	30.1%
福島県	52.7%	三重県	87.9%	高知県	50.8%
茨城県	35.7%	福井県	66.6%	福岡県	91.9%
栃木県	62.8%	滋賀県	88.8%	佐賀県	74.6%
群馬県	34.8%	京都府	57.8%	長崎県	74.2%
埼玉県	59.9%	大阪府	65.8%	熊本県	82.5%
千葉県	64.3%	兵庫県	46.0%	大分県	82.2%
東京都	49.9%	奈良県	67.6%	宮崎県	87.3%
神奈川県	65.6%	和歌山県	30.2%	鹿児島県	87.9%
山梨県	74.5%	鳥取県	59.1%	沖縄県	50.9%
長野県	73.8%	島根県	71.3%	全国平均	63.4%

(都道府県の全国平均は単純平均にて算出)

指定都市	達成率
札幌市	78.6%
仙台市	48.1%
さいたま市	41.5%
千葉市	51.9%
横浜市	22.8%
川崎市	68.8%
相模原市	38.9%
新潟市	51.5%
静岡市	79.0%
浜松市	63.4%
名古屋市	37.9%
京都市	81.0%
大阪市	51.4%
堺市	18.5%
神戸市	70.4%
岡山市	26.9%
広島市	35.4%
北九州市	59.9%
福岡市	51.1%
熊本市	35.0%

対象		第三次・全国統一指標				
工事	低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定状況(工事)	$\text{実施率(件数)} = \frac{\text{(低入札価格調査基準又は最低制限価格を設定した入札件数)}}{\text{(年度の工事発注件数)}}$				
	地域	R4年度 (実績)	R5年度 (実績)	R6年度 (実績)	目標 (R6)	目標 (R11)
	近畿ブロック	—	—	—	—	—
	福井県域	0.97	0.96	0.95	1.00	1.00
	滋賀県域	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00
	京都府域	0.98	0.98	0.98	1.00	1.00
	大阪府域	0.98	0.98	0.98	1.00	1.00
	兵庫県域	0.94	0.96	0.95	1.00	1.00
	奈良県域	0.93	0.92	0.93	1.00	1.00
和歌山県域	0.97	0.97	0.93	1.00	1.00	
取組項目(継続) <ul style="list-style-type: none"> ・低入札価格調査基準又は最低制限価格制度の導入率 ・最新モデル(R4)の使用 						
調査対象機関 —:国等 ○:都道府県 ○:政令市 ○:市町村						

R11年度の目標設定(案)

第三次・全国統一指標から、調査対象は、都道府県・政令市は400万円を超える工事(随契除く)、市町村は200万円を超える工事(随契除く)に金額が変更になったが、継続的に取り組むので、R11の目標はR6の値を継続する。

※新・全国統一指標からの変更箇所は赤字で示す。

①地域平準化率(履行期限の分散)

地域ブロック単位・県域単位で、国等、都道府県、政令市の発注業務
の第4四半期履行期限設定割合

※テクリスデータ等を用いて集計時の前年度実績により算出

②低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定状況(ダンピング対策)

県域単位で、都道府県、**市区町村**の発注業務に対する
低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定割合

※土木コンサルタント、測量、地質、建築コンサルタント業務を対象

※都道府県、政令市は**200万円**を超える業務、市区町村は**100万円**を超える業務(随契除く)。

→調査対象を市区町村まで拡大

→改正地方自治法施行令の施行※(R7.4.1～)を踏まえ、調査対象を変更

※少額随意契約の基準額が改正された

- 第4四半期納期率(件数):地域平準化率(履行期限の分散)のR11目標値は近畿ブロック全体で0.46を提案する。(次頁)
- 低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定状況(業務)のR11目標値は1.00で設定を提案する。

	第三次・全国統一指標					
	地域平準化率 (履行期限の分散) (業務)			低入札価格調査基準又は最低 制限価格の設定状況(業務)		
	実績値 (R5)	速報値 (R6)	目標値 (R11)	実績値 (R5)	実績値 (R6)	目標値 (R11)
近畿ブロック	0.50	※ 0.49	0.46	—	—	—
福井県域	0.41	0.45	0.46	—	0.86	1.00
滋賀県域	0.46	0.44	0.46	—	0.92	1.00
京都府域	0.47	0.50	0.43	—	0.79	1.00
大阪府域	0.56	0.58	0.47	—	0.86	1.00
兵庫県域	0.49	0.50	0.46	—	0.77	1.00
奈良県域	0.60	0.53	0.46	—	0.87	1.00
和歌山県域	0.46	※ 0.45	0.43	—	0.77	1.00

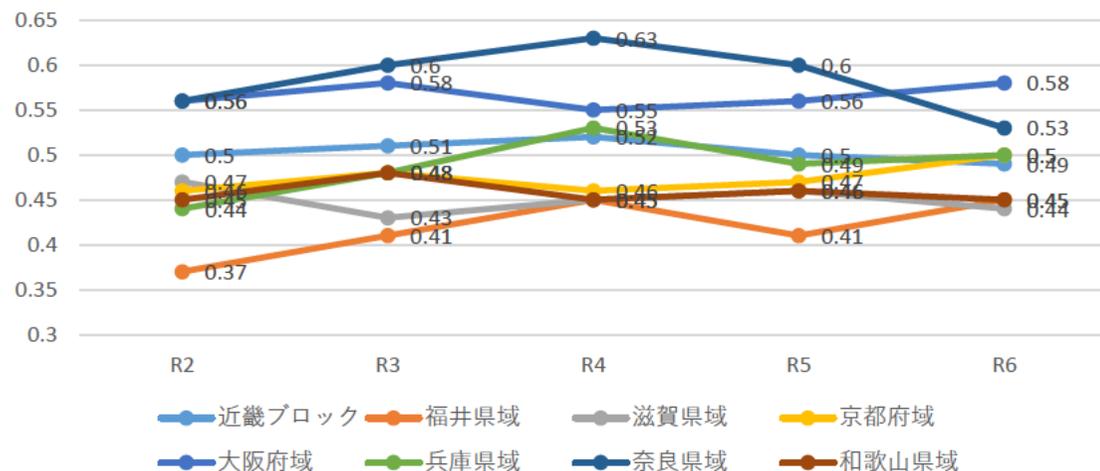
調査対象機関
 ○:国等
 ○:都道府県
 ○:政令市
 -:市町村

調査対象機関
 -:国等
 ○:都道府県
 ○:政令市
 ○:市町村

対象		第三次・全国統一指標							調査対象機関 ○:国等 ○:都道府県 ○:政令市 -:市町村
業務		第4四半期納期率(件数) = $\frac{\text{(第4四半期[1~3月]に完成する業務件数)}}{\text{(年度の業務稼働件数)}}$							
地域	R2年度 (実績)	R3年度 (実績)	R4年度 (実績)	R5年度 (実績)	R6年度 (実績)	目標 (R6)	目標 (R11)	取組項目(新規) ・繰越明許費の活用 ・債務負担行為の活用 ・履行期間平準化のための 目標設定	
近畿ブロック	0.50	0.51	0.52	0.50	※0.49	0.46	0.46		
福井県域	0.37	0.41	0.45	0.41	0.45	0.46	0.46		
滋賀県域	0.47	0.43	0.45	0.46	0.44	0.46	0.46		
京都府域	0.46	0.48	0.46	0.47	0.50	0.43	0.43		
大阪府域	0.56	0.58	0.55	0.56	0.58	0.47	0.47		
兵庫県域	0.44	0.48	0.53	0.49	0.50	0.46	0.46		
奈良県域	0.56	0.60	0.63	0.60	0.53	0.46	0.46		
和歌山県域	0.45	0.48	0.45	0.46	※0.45	0.43	0.43		

※は幹事会資料より修正した値

第4四半期納期率の状況 (業務)



R11の目標設定

福井県域と、滋賀県域は目標を達成しているが、その他は改善するも目標にとどかない横ばい状況のため引き続き、R11目標は、R6の値を継続する

対象		第三次・全国統一指標					
業務	低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定状況(業務)	$\text{実施率(件数)} = \frac{\text{(低入札価格調査基準又は最低制限価格を設定した入札件数)}}{\text{(年度の業務発注件数)}}$					
	地域	R3年度 (実績)	R4年度 (実績)	R5年度 (実績)	R6年度 (実績)	R6年度 (実績)	目標 (R11)
	近畿ブロック	—	—	—	—	—	—
	福井県域	1.00	1.00	1.00	1.00	0.86	1.00
	滋賀県域	1.00	1.00	1.00	1.00	0.92	1.00
	京都府域	1.00	1.00	1.00	1.00	0.79	1.00
	大阪府域	1.00	1.00	1.00	1.00	0.86	1.00
	兵庫県域	1.00	1.00	1.00	1.00	0.77	1.00
	奈良県域	0.99	1.00	1.00	1.00	0.87	1.00
和歌山県域	1.00	1.00	1.00	1.00	0.77	1.00	
							調査対象機関 —: 国等 ○: 都道府県 ○: 政令市 ○: 市町村
							取組項目(新規) ・低入札価格調査基準又は最低制限価格制度の導入率 ・最新モデル(R4)の使用
		○: 府県 ○: 政令市	○: 府県 ○: 政令市 ○: 市町村				

R11年度の目標設定(案)

すべての府県域(対象:府県・政令市)で(R6)目標を達成している。
 第三次・全国統一指標から、調査対象が府県・政令市・市町村に拡大、調査対象金額が変更になったが、継続的に取り組むので、R11の目標はR6の値を継続する。

【業務】①第4四半期納期率の状況(地域ブロック単位※)

$$\text{第4四半期納期率(件数)} = \frac{\text{第4四半期(1~3月)に完了する業務件数}}{\text{年度の業務稼働件数}}$$

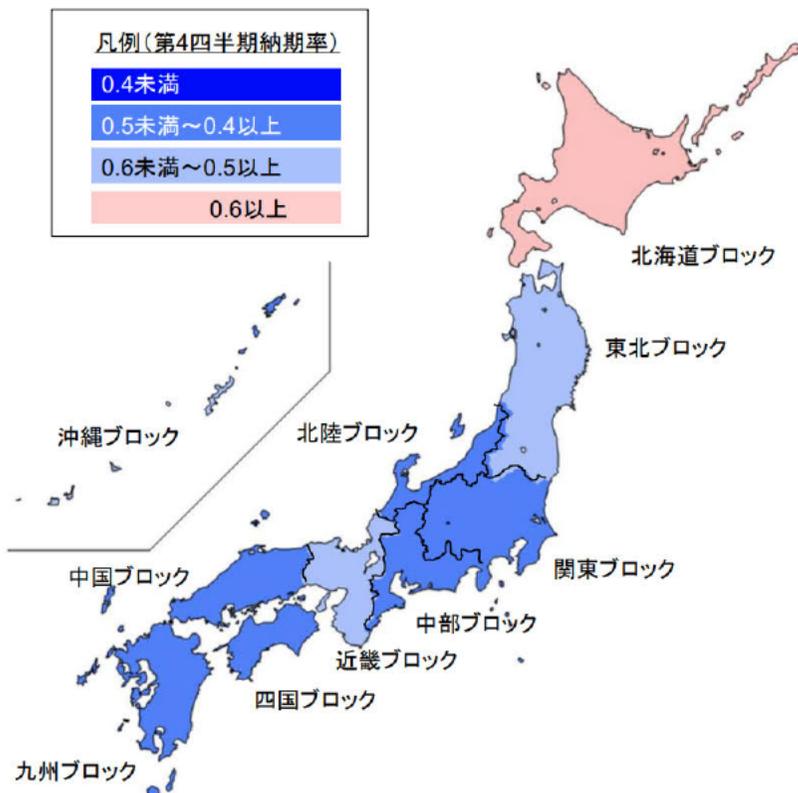
※地域ブロック単位: 地域ブロック管内の国等(国土交通省以外の国の機関を含む)、都道府県、政令市発注の対象業務を足し合わせて算出

測量・地質調査・調査設計・発注者支援業務は、「一般財団法人 日本建設情報総合センター」のテクリスに登録された業務(1件当たり100万円以上)および「農業農村整備事業測量調査設計業務実績情報サービス(AGRIS)」に登録された業務
 営繕業務は、「一般社団法人公共建築協会」の公共建築設計者情報システム(PUBDIS)に登録された業務

※国土交通省以外の国の機関には、農林水産省、防衛省、環境省、経済産業省、財務省、独立行政法人、高速道路(株)等が含まれる。

稼働件数: 当該年度に稼働(繰越、翌債等次年度にも渡る業務含)

■第4四半期納期率の実績値(R5)



■実績値(R4,R5)と目標値(R6)

地域ブロック	第4四半期納期率			対象範囲
	実績値(R4)	実績値(R5)	目標値(R6)	
北海道	0.66	0.67	0.50	北海道
東北	0.53	0.51	0.50	青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県
関東	0.49	0.48	0.50以下	茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、長野県
北陸	0.49	0.44	0.40	新潟県、富山県、石川県
中部	0.47	0.45	0.40	岐阜県、静岡県、愛知県、三重県
近畿	0.52	0.50	0.46	福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県
中国	0.45	0.48	0.40	鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県
四国	0.47	0.46	0.40	徳島県、香川県、愛媛県、高知県
九州	0.47	0.45	0.40	福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県
沖縄	0.54	0.52	0.50	沖縄県
全国	0.50	0.49	—	

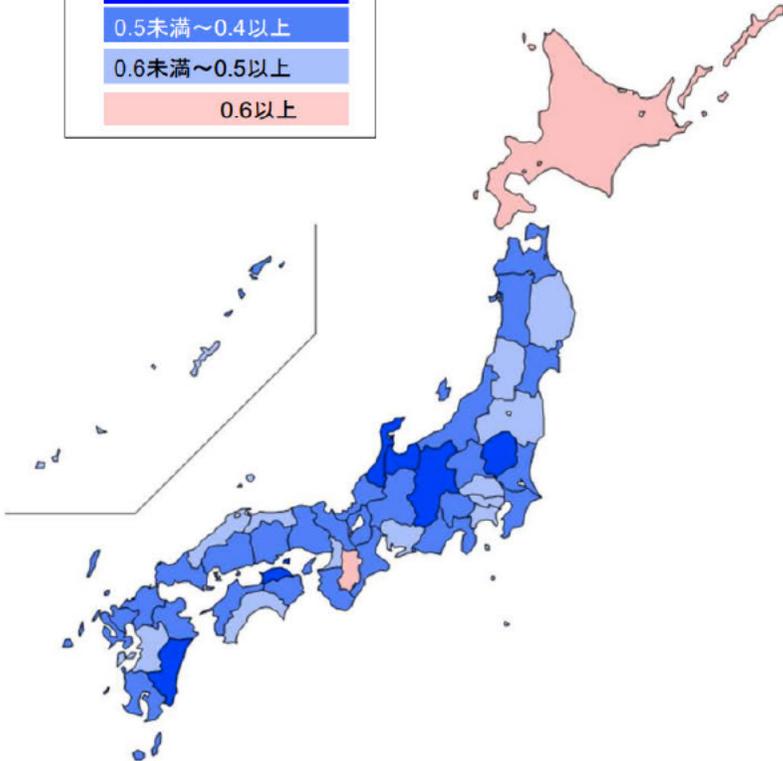
【業務】①第4四半期納期率の状況(県域[政令市]単位※)

第4四半期納期率(件数) = $\frac{\text{第4四半期(1~3月)に完了する業務件数}}{\text{年度の業務稼働件数}}$

※県域単位: 各都道府県管内の都道府県・政令市発注の対象業務を
足し合わせて算出

測量・地質調査・調査設計・発注者支援業務は、「一般財団法人日本建設情報総合センター」のテクリスに登録された業務(1件当たり100万円以上)および「農業農村整備事業測量調査設計業務実績情報サービス(AGRIS)」に登録された業務
営繕業務は、「一般社団法人公共建築協会」の公共建築設計者情報システム(PUBDIS)に登録された業務
稼働件数: 当該年度に稼働(繰越、翌債等次年度にも渡る業務含)

■第4四半期納期率の実績値(R5)



■実績値(R4,R5)と目標値(R6)

県域	第4四半期納期率			県域	第4四半期納期率			県域	第4四半期納期率		
	実績値(R4)	実績値(R5)	目標値(R6)		実績値(R4)	実績値(R5)	目標値(R6)		実績値(R4)	実績値(R5)	目標値(R6)
北海道	0.65	0.69	0.50	石川県	0.46	0.37	0.40	岡山県	0.45	0.48	0.40
青森県	0.53	0.46	0.50	福井県	0.45	0.41	0.46	広島県	0.43	0.48	0.40
岩手県	0.52	0.50	0.50	山梨県	0.47	0.47	0.50	山口県	0.45	0.45	0.40
宮城県	0.47	0.47	0.50	長野県	0.34	0.34	0.35	徳島県	0.45	0.41	0.40
秋田県	0.49	0.48	0.50	岐阜県	0.41	0.40	0.40	香川県	0.31	0.34	0.40
山形県	0.46	0.53	0.50	静岡県	0.46	0.42	0.40	愛媛県	0.48	0.47	0.40
福島県	0.60	0.59	0.50	愛知県	0.50	0.51	0.40	高知県	0.52	0.50	0.40
茨城県	0.48	0.46	0.40	三重県	0.39	0.40	0.40	福岡県	0.49	0.47	0.40
栃木県	0.40	0.39	0.40	滋賀県	0.45	0.46	0.46	佐賀県	0.41	0.42	0.40
群馬県	0.45	0.44	0.40	京都府	0.46	0.47	0.43	長崎県	0.49	0.44	0.40
埼玉県	0.47	0.51	0.50	大阪府	0.55	0.56	0.47	熊本県	0.54	0.52	0.40
千葉県	0.47	0.48	0.50	兵庫県	0.53	0.49	0.46	大分県	0.42	0.42	0.40
東京都	0.54	0.51	0.50	奈良県	0.63	0.60	0.46	宮崎県	0.40	0.37	0.40
神奈川県	0.59	0.54	0.50	和歌山県	0.45	0.46	0.43	鹿児島県	0.47	0.45	0.40
新潟県	0.47	0.46	0.40	鳥取県	0.42	0.50	0.40	沖縄県	0.56	0.54	0.50
富山県	0.47	0.39	0.40	島根県	0.47	0.51	0.40	全国	0.49	0.48	—

実施率(件数) = $\frac{\text{低入札価格調査基準又は最低制限価格を設定した件数}}{\text{年度の業務契約件数}}$

※県域単位:各都道府県管内の都道府県、政令市発注の対象業務を足し合わせて算出

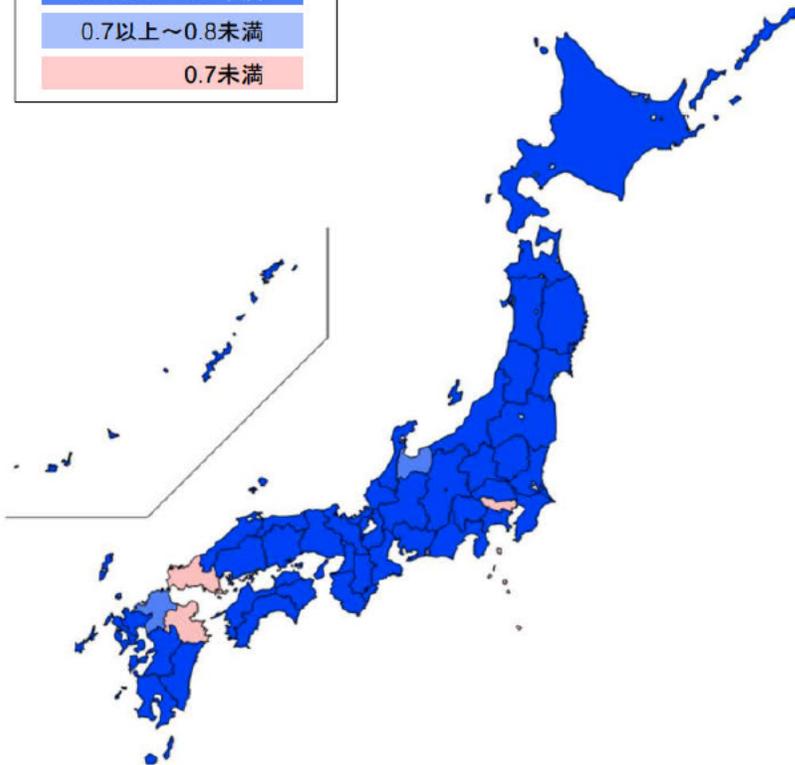
対象業務:土木コンサルタント、測量、地質、建築コンサルタント

対象金額:都道府県・政令市は100万円を超える業務(随契除く)、市町村は50万円を超える業務(随契除く)

■低入札価格調査基準又は最低制限価格設定割合の基準値(R5) ■実績値(R4,R5)と目標値(R6)

凡例(実施率)

0.9以上
0.8以上~0.9未満
0.7以上~0.8未満
0.7未満



県域	実施率			県域	実施率			県域	実施率		
	実績値(R4)	実績値(R5)	目標値(R6)		実績値(R4)	実績値(R5)	目標値(R6)		実績値(R4)	実績値(R5)	目標値(R6)
北海道	1.00	1.00	1.00	石川県	1.00	1.00	1.00	岡山県	1.00	1.00	1.00
青森県	1.00	1.00	1.00	福井県	1.00	1.00	1.00	広島県	1.00	1.00	1.00
岩手県	1.00	1.00	1.00	山梨県	0.96	0.98	1.00	山口県	0.53	0.53	1.00
宮城県	1.00	1.00	1.00	長野県	1.00	1.00	1.00	徳島県	1.00	1.00	1.00
秋田県	1.00	1.00	1.00	岐阜県	1.00	1.00	1.00	香川県	1.00	1.00	1.00
山形県	1.00	1.00	1.00	静岡県	0.98	0.98	1.00	愛媛県	0.92	1.00	1.00
福島県	1.00	1.00	1.00	愛知県	0.99	0.99	1.00	高知県	1.00	1.00	1.00
茨城県	1.00	1.00	1.00	三重県	1.00	1.00	1.00	福岡県	0.86	0.88	1.00
栃木県	1.00	1.00	1.00	滋賀県	1.00	1.00	1.00	佐賀県	1.00	1.00	1.00
群馬県	1.00	0.98	1.00	京都府	1.00	1.00	1.00	長崎県	1.00	1.00	1.00
埼玉県	1.00	1.00	1.00	大阪府	1.00	1.00	1.00	熊本県	1.00	1.00	1.00
千葉県	1.00	1.00	1.00	兵庫県	1.00	1.00	1.00	大分県	0.04	0.05	1.00
東京都	0.06	0.19	1.00	奈良県	1.00	1.00	1.00	宮崎県	1.00	1.00	1.00
神奈川県	0.97	0.97	1.00	和歌山県	1.00	1.00	1.00	鹿児島県	1.00	1.00	1.00
新潟県	1.00	1.00	1.00	鳥取県	1.00	1.00	1.00	沖縄県	0.97	0.97	1.00
富山県	0.86	0.86	1.00	島根県	0.94	0.99	1.00	全国	0.94	0.94	—

分科会 5/28(水)

6/24 第三次・全国統一指標の決定(本省発表)

6月以降 地域ブロック発注者協議会において以下を検討
○第三次・全国統一指標:基準値(R6実績値)、目標値等
○地域独自指標:項目、基準値(R6実績値)、目標値等

幹事会 8/6(水)

R7秋以降 地域ブロック発注者協議会において上記について決定し、公表(予定)

(今回)協議会 9/24(水)

※指標の実績値について、毎年度公表予定

第三次・全国統一指標における 各発注機関のR7年度の取組について

地域平準化率(閑散期のボトムアップ・繁忙期のピークカット)(工事)

- (1)取組内容:「発注計画作成段階において、平準化率を満足できるように管理を行う。」
- ・第1四半期の工事稼働率を増やす必要があり、年度途中からの平準化率の改善は困難であることから、発注計画段階での平準化率を満足することが重要。
 - ・近畿地方整備局では、毎年1月～2月に発注ロットヒアリングを行うなど、事務所単位での平準化率の管理を実施。
- (2)取組内容:「発注の遅延等に対しては、極力、翌債を活用するように取り組む。」
- ・発注の遅延に対しては、年度内執行に拘らず、翌債を活用し適切な工期設定を行う。

週休2日の達成状況(休日の確保)(工事)

- (1)取組内容:
- ・維持工事を除くすべての工事に法定休日、所定休日を現場閉所とする週休2日工事。
 - ・大規模工事については、法定休日・所定休日及び祝祭日を現場閉所とする週休2日工事。
 - ・維持工事や工期に制約のある災害復旧工事、連続施工せざるを得ない工事においては、現場閉所での休日確保が難しく週休2日が浸透しにくい実態があることから、技術者及び技能労働者が交代しながら休日確保に取り組む、週休2日交代制モデル工事を活用する。

第4四半期納期率の状況(業務)

- (1)取組内容:「早期発注や国債を活用した計画的な発注により、業務サイクルを見直す。」
- ・国債を活用した年度末発注の手続軽減とあわせ、年度当初発注案件の前倒しにより、年度末の履行期限を分散するような業務サイクルへの見直しを実施中。
- (2)取組内容:「発注の遅延等に対しては、極力、翌債を活用するように取り組む。」
- ・発注の遅延に対しては、年度内執行に拘らず、翌債を活用し適切な工期設定を行う。

その他取組

- (1)取組内容:「市町村キャラバンの実施」
- ・令和6年度に引き続き、市町村キャラバンを下表の予定で実施する。

府県	対象市	実施日
福井県	坂井市	10月28日
滋賀県	東近江市、竜王町	9月22日/10月7日
京都府	八幡市	11月26日PM
大阪府	貝塚市	11月26日AM
兵庫県	川西市	11月14日
奈良県	生駒市	10月3日
和歌山県	海南市	10月2日

地域平準化率(閑散期のボトムアップ・繁忙期のピークカット)(工事)

(1)取組内容:

上半期発注率の目標設定、早期発注による年内の工期設定、積算ストックの確保、補正予算の早期執行、速やかな繰越手続き、債務負担行為の積極的な活用に努め、さらに原則すべての工事について、工期の余裕期間制度(フレックス方式)を適用するなど、施工時期の平準化に取り組んでいる。

(2)取組内容:

市町に対して、福井県地域発注者協議会を通じ、平準化に向けた取り組みを推進してもらうよう呼びかけるとともに、取り組みの遅れている市町に対しては、ヒアリングや個別訪問などによりフォローしていく。

週休2日の達成状況(休日の確保)(工事)

(1)取組内容:

令和2年度から週休2日工事を実施しており、令和6年7月からは、発注者指定により、土日に現場を閉所する完全週休2日工事を、緊急性の高い工事等を除く原則すべての工事で導入している。

第4四半期納期率の状況(業務)

(1)取組内容:

工事と同様に、上半期発注率の目標設定、早期発注による年内の工期設定、補正予算の早期執行、速やかな繰越手続き、債務負担行為の積極的な活用により平準化に努めている。

その他取組

緊急性の高い工事等を除く原則すべての工事について、余裕期間制度(フレックス方式)を適用している。市町に対して、福井県地域発注者協議会を通じ、余裕期間制度の活用を推進するよう呼びかけていく。また取組みの遅れている市町に対しては、ヒアリングや個別訪問などによりフォローしていく。

地域平準化率(閑散期のボトムアップ・繁忙期のピークカット)(工事)

(1)取組内容:

発注機関ごとに目標値(R7平準化率(閑散期、繁忙期))を設定するとともに、2か年分の発注計画を作成し、毎月の進行管理を行う。

その他、以下の取組を実施している。

- ・積極的な債務負担行為の活用
- ・余裕期間制度を適用した発注
- ・積算の前倒し

(2)取組内容:

上記の県の取組の説明するほか、地域発注者協議会にて、市町の具体的な課題や好事例を全県的に情報共有している。

週休2日の達成状況(休日の確保)(工事)

(1)取組内容:

R7.7以降、全部局(土木、営繕、下水道、森林、農政)において発注者指定方式で発注している。
総合評価における評価項目の設定など、さらなる達成率向上に向けて取り組む。

第4四半期納期率の状況(業務)

(1)取組内容:

発注機関ごとに目標値(R7平準化率(閑散期、繁忙期))を設定するとともに、2か年分の発注計画を作成し、毎月の進行管理を行う。

その他、以下の取組を実施している。

- ・積極的な債務負担行為の活用
- ・余裕期間制度を適用した発注
- ・積算の前倒し

その他取組

- ・市町への取組促進に向けた、出前講座の開催
- ・地域発注者協議会分科会を地域の市町ごとに開催
- ・近畿地方整備局の市町村キャラバンへの同行や、市町の県要望時に取組を要請

地域平準化率(閑散期のボトムアップ・繁忙期のピークカット)(工事)

(1)取組内容:

引き続き、京都府公契約大綱に基づき、9月議会で繰越予算及び平準化債(債務負担行為の増額)を上程し、年間を通じて切れ目のない発注に努める。

また、工期の余裕期間制度(フレックス工期)を活用するなど、施工時期の平準化に努める。

(2)取組内容:

公契連や発注者協議会を通じて、京都府の繰越予算及び債務負担行為の活用事例や平準化の目標値など、平準化の取組に関する情報提供を行う。

週休2日の達成状況(休日の確保)(工事)

(1)取組内容:

週休2日のさらなる推進に向けた取組として、令和7年9月以降に発注した工事については、完全週休2日に取り組むこととし原則全ての工事を発注者指定工事として発注。実施が認められれば創意工夫で加点することとしている。

なお、工事期間中は工事履行報告書により、受発注者で達成状況を確認し、週休2日の取組状況が十分でない場合は、双方において要因を分析の上、改善に取り組むものとしている。

第4四半期納期率の状況(業務)

(1)取組内容:

地域平準化率(工事)と同様、繰越予算及び債務負担行為を活用し、納期の平準化に努める。

その他取組

(1)低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定状況(ダンピング対策)

最新の公契連モデル式を使用し、ダンピング対策を徹底する。

(2)工事の適切な設計変更

設計変更に係る業務の円滑化を図るため工事請負契約における設計変更ガイドラインを策定

(3)余裕期間制度の活用

工期の余裕期間制度(フレックス工期)を活用するなど、施工時期の平準化に努める。【再掲】

(4)ウィークリースタンスの実施

令和7年9月1日からウィークリースタンス実施要領を策定し、計画的・効率的に工事及び業務を履行することで、より一層の品質向上に努めるとともに、ワーク・ライフ・バランスの推進など、担い手の確保、育成を図る。

地域平準化率(閑散期のボトムアップ・繁忙期のピークカット)(工事)

(1)取組内容:

「債務負担行為の活用」

⇒予算要求段階(前年度)から計画的に実施

「積算の前倒し」

⇒工事・業務の1か月前倒しを幹部会議で働きかけるとともに業務積算の前年度実施を促進

「余裕期間制度の活用」

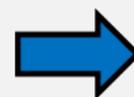
⇒令和6年度に制定した

「大阪府都市整備部「工事における余裕期間制度」」を活用

(2)取組内容:

「大阪府地域発注者協議会等での情報提供」

⇒市町村委員(契約部局)だけでなく発注部局にも出席を依頼。平準化の必要性、大阪府の取組み、市町村キャラバン等について情報提供し、市町村の取組みを一層促進。

各種取組を
組み合わせ、
平準化を推進**週休2日の達成状況(休日の確保)(工事)**

(1)取組内容:

令和6年度より「大阪府都市整備部「週休2日工事」実施要領」を制定。

令和7年度より、完全週休2日(土日)の補正係数を新設するとともに、「週休2日交替制工事」を導入するなど、作業員の休日の確保を一層推進。

第4四半期納期率の状況(業務)

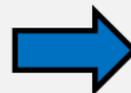
(1)取組内容:

「債務負担行為の活用」

⇒予算要求段階(前年度)から計画的に実施

「積算の前倒し」

⇒工事・業務の1か月前倒しを幹部会議で働きかけるとともに業務積算の前年度実施を促進



各種取組を
組み合わせ、
平準化を推進

その他取組

大阪府地域発注者協議会等において、特に市町村で取組みが進んでいない指標(全国統一指標または近畿ブロック独自指標)について、各指標に取り組む必要性を説明、及び大阪府等の取組み等を市町村に情報提供し、市町村の取組みを一層促進。さらに、市町村の各種要領整備が一層進むよう、府独自に提供している読替規定の活用について、引き続き周知する。

地域平準化率(閑散期のボトムアップ・繁忙期のピークカット)(工事)

(1)取組内容:

兵庫県では繰越を柔軟に行っており、閑散期はR6実績値0.92であり、県域としてもR5実績値0.72からR6実績値0.75(速報値)に向上、繁忙期は県域においてR5実績値1.17からR6実績値1.14(速報値)となり改善傾向である。

引き続き、債務負担行為の活用、余裕期間制度の活用、積算の前倒し、早期執行のための目標設定に努める。

(2)取組内容:

兵庫県地域発注者協議会を開催し、地域平準化率の適正化に向け、市町への働きかけを行う。

週休2日の達成状況(休日の確保)(工事)

(1)取組内容:

○対象工事

原則、全ての土木請負工事※を発注者指定型により発注

※休日に作業が必要な工事、24時間体制で作業が必要となる工事等はR6.10に導入した交替制で対応

○内容

完全週休2日制度:現場稼働中の工期における全ての土・日曜を閉所(月2日を上限に、土日を平日に振替可)

完全週休2日制度(交替制):技術者や技能労働者が交替しながら、週休2日の休日確保

第4四半期納期率の状況(業務)

(1)取組内容:

引き続き、適切な履行期間の確保や業務の履行時期の平準化に取り組む。

- ①明許繰越費用の活用
- ②債務負担行為の活用
- ③履行期間平準化のための目標設定(工事を含めて上半期の発注率が70%) 等

その他取組(適切な設計変更、市町村キャラバン)

・適切な設計変更

すべての市町において「設計変更ガイドライン」を策定あるいは県を準用しており、今後もよりわかりやすいガイドラインになるよう努めていく

・市長村キャラバン

R5年度に朝来市、R6年度に淡路市にて実施し、発注者の責務および各種取組の重要性について理解を得るとともに、市が抱える課題等を把握・共有した。

R7は川西市において実施予定(11/14)。

地域平準化率(閑散期のボトムアップ・繁忙期のピークカット)(工事)**(1) 平準化推進に向けた取組:**

取組内容: 下記に留意しつつ、発注計画を策定し、それを元に進捗管理を行う。

- ・施工規模の大きいもの(設計金額5000万円以上)は、上半期契約を基本としつつ、債務負担行為の活用や柔軟な工期の設定を行い、発注時期のバランスに配慮する。
- ・施工規模の小さいもの(設計金額5000万円未満)は、債務負担行為の活用や柔軟な工期の設定を行い、年度末工期設定の集中を避ける。
- ・平準化率の見込みを試算し、目標値に届かない場合は、計画を見直す等の管理を行う。
- ・9月議会及び12月議会で速やかな繰越承認手続きを行う。
- ・他部局とも連携を図り、平準化の取組を推進する。
- ・今年度より新たな指標である繁忙期のピークカットの考え方等について、県内出先機関等に対し広く周知し、認識の共有を図る。

(2) 市町村の平準化推進に向けた取組

取組内容: 奈良県地域発注者協議会を通じて、各市町村へ平準化率目標値や取組事例の周知や情報交換に努める。

週休2日の達成状況(休日の確保)(工事)**(1) 取組内容:**

土木工事では、令和7年8月以降に起工する工事(維持工事等を除く)は、当初設計に「完全週休2日(土日)」の費用を計上。未達成時は減額、達成時は工事成績評定点で加点し、週休2日の推進を図る。

営繕工事では、令和7年度以降に公告する工事(緊急工事等を除く)は、当初設計に「月単位の週休2日」の費用を計上。未達成時は減額、達成時は工事成績評定点で加点し、週休2日の推進を図る。

第4四半期納期率の状況(業務)

(1)取組内容:

- ・第4四半期納期率(業務)については、工事と同様、債務負担行為の活用や12月議会での速やかな繰越承認等により、履行期間の平準化に努める。
- ・納期率の見込みを試算し、各出先機関等と結果を共有。

その他取組

市町村における週休2日対象工事の実施について、奈良県地域発注者協議会を通じて、県及び先行市町村の取組状況の共有を行い、県全体としての取組を促進する。

地域平準化率(閑散期のボトムアップ・繁忙期のピークカット)(工事)

(1)取組内容:

- ・債務負担行為の活用、速やかな繰越手続き等により、閑散期のボトムアップ、繁忙期のピークカットを図り、平準化を推進
- ・工事管理システムにおいて、平準化率の算出を可能にして見える化を実施しており、県独自の目標値を設定し取組を推進

(2)取組内容:

- ・平準化のための「さ・し・す・せ・そ」について、地域発注者協議会の取組目標として設定
- ・更なる平準化に向け市町村担当課長等と意見交換を実施

週休2日の達成状況(休日の確保)(工事)

(1)取組内容:

- ・県では原則全ての工事で完全週休2日制を令和7年7月より導入
- ・週休2日制について、市町村に働きかけを実施してきた結果、30市町村のうち23市町村は導入済。残り7市町村のうち、1町は令和7年度に、6市町は令和8年度に導入予定

第4四半期納期率の状況(業務)

(1)取組内容:

- ・引き続き、委託業務においても、早期発注と適切な工程管理、速やかな繰越措置、債務負担行為の活用を通じて取組を推進
- ・工事管理システムにおいて、納期率の算出を可能として見える化を実施しており、県独自の目標値を設定し取組を推進

その他取組

- 市町村との意見交換会において、県で実施している設計変更ガイドライン、余裕期間制度やウィークリースタンス等の取組内容を説明し、市町村における取組を促進

地域平準化率(閑散期のボトムアップ・繁忙期のピークカット)(工事)

(1)取組内容:

ア 積算の前倒し

- 設計・積算の前倒しによる早期発注の励行
- 特に、大型土木工事は、工事担当と契約担当の部署と発注スケジュールを調整して、早期発注の取組を推進

イ 債務負担行為の活用

- 出水期の施工が制限される河川や橋りょうの工事をはじめ、工期が12箇月未満の工事においても、債務負担行為を活用

週休2日の達成状況(休日の確保)(工事)

(1)取組内容:

- 令和6年4月から、全ての工事で発注者指定型の「週休2日工事(通期の週休2日)」を実施。
- 令和6年8月から、全ての工事で受注者希望型の「月単位の週休2日」を実施(通期の週休2日は必須)。
- 令和7年8月から、全ての工事で受注者希望型の「月単位の週休2日」に加えて、「完全週休2日(土日)」を実施(通期の週休2日は必須)し、更なる達成率向上に向けて取り組む。

第4四半期納期率の状況(業務)

(1)取組内容:

ア 積算の前倒し

- 設計・積算の前倒しによる早期発注の励行
- R6補正の業務の一部は、議決後、速やかに入札公告を行い、R6年度内に契約

イ 債務負担行為の活用

- 無電柱化工事や橋りょうの工事の設計業務委託において、債務負担行為を活用

その他取組

(1)ウィークリースタンスの実施(工事・業務)

令和8年度の実施に向けて、取組方針等を定める。

地域平準化率(工事)

(1)取組内容:

債務負担行為(ゼロ債務を含む)の活用、余裕期間制度の活用、設計・積算の前倒しの推進に取り組む。

週休2日の達成状況(休日の確保)(工事)

(1)取組内容:

月単位の週休2日の確保に向けて、原則、発注者指定方式(一部受注者希望方式)により発注する。

第4四半期納期率の状況(業務)

(1)取組内容:

債務負担行為(ゼロ債務を含む)の活用、工事も含めた一連の発注計画のスケジュール管理に取り組む。

その他取組

地域平準化率(閑散期のボトムアップ・繁忙期のピークカット)(工事)

(1)取組内容:

- ・工期が12か月未満の工事における債務負担行為の活用
- ・各事業課における設計・積算の前倒し
- ・余裕期間制度(発注者指定方式)による発注
- ・事業課毎の平準化率、ピークカット指標を算出
- ・職員向けの研修を実施し、地域平準化率に対する理解と意識定着

週休2日の達成状況(休日の確保)(工事)

(1)取組内容:

- ・令和6年9月 原則全ての発注者指定方式の「月単位の4週8休」を実施
- ・令和7年9月 「完全週休2日(土日)」に対応した要領の策定・施行を実施
- ・職員向けの研修を実施し、週休2日達成に対する理解と意識定着

第4四半期納期率の状況(業務)

(1)取組内容:

- ・履行期間が12か月未満の業務における債務負担行為の活用
- ・各事業課における設計積算の前倒し
- ・職員向けの研修を実施し、第4四半期納期率に対する理解と意識定着

その他取組

(近畿ブロック独自指標に対する取組内容)

- ・令和7年8月 全ての工事・業務にてウィークリースタンスの取組みを実施
特記仕様書へ記載し、チェックシートを活用
- ・職員向けの研修の実施し、ウィークリースタンスに対する理解と意識定着

地域平準化率(閑散期のボトムアップ・繁忙期のピークカット)(工事)

(1)取組内容:

以下の5つの方策に取り組む。

- ①債務負担行為の積極的な活用
- ②柔軟な工期の設定
- ③繰越明許の活用
- ④設計・積算の年度前倒し
- ⑤発注計画の策定と進捗管理

週休2日の達成状況(休日の確保)(工事)

(1)取組内容:

- ・ R7.10に実施要領及び積算基準を改定し、現在の月単位に加えて、週単位の週休2日を導入予定。

第4四半期納期率の状況(業務)

(1)取組内容:

早期発注、適切な工期設定、債務負担行為・繰越明許の活用に取り組む。

その他取組

(1)ウィークリースタンスについて

・業務について、初回打合せ時に受発注者間で取り組む内容を定めることとしている。

週休2日の達成状況(休日の確保)(工事)

(1)取組内容:

令和7年7月1日以降に入札公告、指名通知又は見積方通知を行う全ての土木及び施設工事に対して、更なる週休2日促進を目的に発注者指定方式で週単位での4週8休を導入。

(2)令和6年度取組状況(R7.3月末時点): 令和6年度入札公告件数 64件

(週休2日対象工事=64件、週休2日実施困難工事=0件)

(3)取組内容

○経緯

H30.7	<u>週休2日を導入</u> (受注者希望方式のみ導入) ・対象工事は、全ての条件に合致する土木工事のみ対象
R1.7	<u>発注者指定方式を追加</u> ・対象工事は、全ての条件に合致する土木工事のみ対象
R3.10	<u>対象工事を変更</u> ・全ての工事を対象とし、原則、発注者指定方式とする (※R5.10改正)
R5.10	<u>既契約の週休2日適用外の工事に対し、意向確認を実施</u> ・対象工事は、週休2日適用外で、工期末がR6.4を超える工事(※を除く) ・確認内容…残工事に対し、週休2日適用の意向の有無 ・確認結果…93件中、82件が週休2日適用に移行
R6.12	<u>週休2日の更なる推進に向けた「現場一斉閉所」の取組みへの参画</u> ・対象工事:すべての工事を対象とする。 ※災害復旧工事、保全工事、現場条件等で制約がある工事で監督員が工事実施を認めた工事を除く。
R7.7.1	<u>更なる週休2日促進を目的に週単位での4週8休を導入</u> ・対象工事:令和7年7月1日以降に入札公告、指名通知又は見積方通知を行う全ての土木及び施設工事 ※災害復旧工事等、現場施工が1週間に満たない工事

【審議】 近畿ブロック独自指標の設定(基準値・目標値等)

近畿ブロック独自指標の設定(取組年次:R7~R11)

近畿ブロック独自指標の設定について

(令和7年3月5日 幹事会資料より)

現行の「新・全国統一指標」における近畿ブロック独自指標は、「工事の適切な設計変更」として、市町村における設計変更ガイドラインの策定を目標としている。

今般、令和7年度からの「第三次・全国統一指標」(令和7年4月に決定見込み)が策定されるため、働き方改革に寄与する新たな近畿ブロック独自指標の設定について、提案する。

(今後の流れ)

本日の幹事会提案後、分科会で議論し、近畿ブロック発注者協議会(令和7年9月開催予定)で審議。

令和7年12月に基準値・目標値の公表を予定。

【新規追加(案)】

1. 余裕期間制度の活用(工事)(新規)

市町村における「柔軟な工期の設定(余裕期間制度の活用)」が進んでいないことから、新たな独自指標として取り組みを推進する。

2. ウィークリースタンスの実施(工事・業務)(新規)

担い手確保のための働き方改革・処遇改善のため、工事・業務において「ウィークリースタンスの実施」を新たな独自指標として設定する。

※ 事前意見照会の結果、「賛同」と「意見なし」が多数

【現行】取組年次:R2~R6

近畿ブロック		
・工事の適切な設計変更		
	R5実績値	目標値
福井県の市町村:	0.76	0.90
滋賀県の市町村:	0.84	0.90
京都府の市町村:	1.00	0.92
大阪府の市町村:	0.63	0.90
兵庫県の市町村:	1.00	0.90
奈良県の市町村:	0.90	0.90
和歌山県の市町村:	0.87	0.90

【第三次】取組年次:R7~R11(案)

近畿ブロック
・工事の適切な設計変更(継続)
・余裕期間制度の活用(工事)(新規)
・ウィークリースタンスの実施(工事・業務)(新規)
※ 各指標の目標値については分科会で調整後、令和7年9月開催の近畿ブロック発注者協議会で審議

【アンケート結果】近畿ブロック独自指標の設定(取組年次:R7~R11)

「地域独自指標」

- ・近畿ブロック・工事の適切な設計変更(継続)
- ・余裕期間制度の活用(工事)(新規)
- ・ウィークリースタンスの実施(工事・業務)新規

・基準値について、R6の実績をアンケートから確認して設定する。

「地域独自指標」の目標値

- ・近畿ブロック・工事の適切な設計変更(継続) ⇒(案)R11に100%
- ・余裕期間制度の活用(工事)(新規) ⇒(案)R11に100%
- ・ウィークリースタンスの実施(工事・業務)(新規) ⇒(案)R11に100%

工事の適切な設計変更(継続)

対象		近畿独自指標				
工事	設計変更ガイドライン策定・活用率	策定率 = $\frac{\text{(設計変更ガイドラインを策定・活用している府県域内の市町村)}}{\text{(府県域内の市町村数)}}$				
	地域	R4年度 (実績)	R5年度 (実績)	R6年度 (基準値)	目標 (R6)	目標 (R11)
	近畿ブロック	—	—	—	—	—
	福井県域	0.76	0.76(84%)	0.76(84%)	0.90	1.00
	滋賀県域	0.73	0.84(93%)	0.89(99%)	0.90	1.00
	京都府域	1.00	1.00(109%)	1.00(109%)	0.92	1.00
	大阪府域	0.66	0.63(70%)	0.63(70%)	0.90	1.00
	兵庫県域	0.95	1.00(111%)	1.00(111%)	0.90	1.00
	奈良県域	0.77	0.90(100%)	0.90(100%)	0.90	1.00
	和歌山県域	0.83	0.87(97%)	0.90(100%)	0.90	1.00
<div style="border: 2px solid red; padding: 5px; display: inline-block;"> (案) 目標設定を1.00に変更 </div>						
取組項目(継続) ・設計変更ガイドラインの策定目標時期						
調査対象機関 —: 国等 —: 都道府県 —: 政令市 ○: 市町村						

青字は前年度より改善した値、赤字は前年度より後退した値
 ()書きはR6目標値に対する達成率

※R6年度基準値は、実施済みが181市町村、実施予定が30市町村)

■R6年度末時点で取組が進んでいる為、**目標設定(R11)を100%に変更する。**

R7年度以降の取組内容(案)

1. 京都府域、兵庫県域以外の府県域においては、(R11)目標を達成するよう、地域発注者協議会において具体的な取組目標を定め、推進を図る。
2. 取組状況について、適時アンケート調査等により、進捗の確認・共有を行う。

余裕期間制度の活用(工事)(新規)

【独自指標設定の背景】

市町村における「柔軟な工期の設定(余裕期間制度の活用)」が進んでいないことから、新たな独自指標として取り組みを推進する。

【近畿独自指標定義】

・特記仕様書へ取組内容を記載するなど受発注者が共認識を持つように明記する

【近畿目標】(対象機関:国等・府県・政令市・市町村)

・近畿全体で、余裕期間制度の活用(工事)について(案)目標設定を1.00とする

【目標達成のための確認、問題・課題】

・実施できない理由を確認し、実施に向けて取組を推進

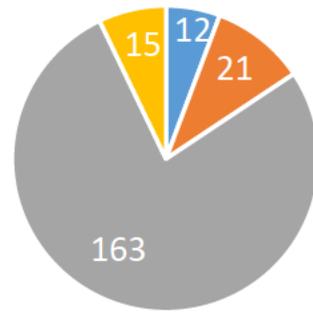
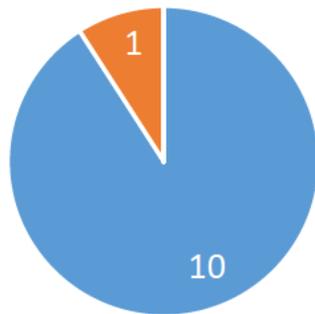
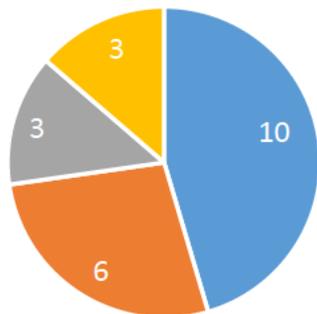
余裕期間制度(工事)

R7.4アンケート結果のR6実績

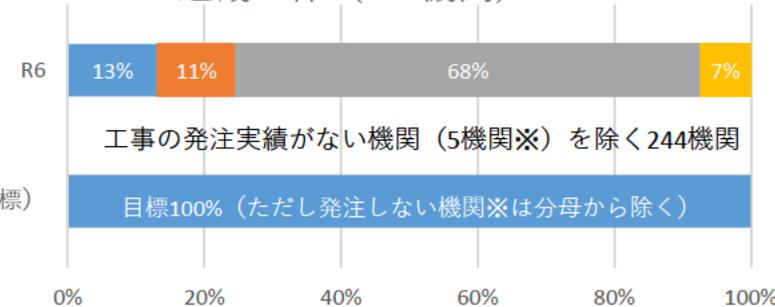
国、法人

府県、政令市

市町村



近畿全体 (249機関)



■ a)実施 ■ b) 調整中 ■ c) 未実施 ■ d) その他

余裕期間制度の活用(工事)

対象		近畿独自指標		
工事	余裕期間制度の活用(工事)		$\text{府県域策定率} = \frac{\text{余裕期間制度の活用(工事)している、府県・政令市・市町村数}}{\text{(府県域内の府県・政令市・市町村数)}}$	
	地域	R6年度 (基準値)	目標(R11)	(案)目標設定を1.00 取組項目(新規) ・余裕期間制度の活用(工事) 調査対象機関 ○:国等 ○:都道府県 ○:政令市 ○:市町村 近畿ブロック策定率は全機関で計算
	近畿ブロック	0.13	1.00	
	福井県域	0.17	1.00	
	滋賀県域	0.15	1.00	
	京都府域	0.19	1.00	
	大阪府域	0.09	1.00	
	兵庫県域	0.07	1.00	
	奈良県域	0.05	1.00	
	和歌山県域	0.06	1.00	

※R6年度(基準値)は速報値(集計中)

R7年度以降の取組内容(案)

1. (R11)目標を達成するよう、地域発注者協議会において具体的な取組目標を定め、推進を図る。
2. 取組状況※について、適時アンケート調査等により、進捗の確認・共有を行う。

※国、法人の機関においては、C;実施していない、D:その他と、回答された機関の理由では、『工事の実施予定が無い』、『工期の長い工事が無い』といった意見がある。

⇒ 【対応】工事発注の無い機関は、調査対象から除外して、集計する。

【独自指標設定の背景】

担い手確保のための働き方改革・処遇改善のため、工事・業務において「ウィークリースタンスの実施」を新たな独自指標として設定する。

【近畿独自指標定義】

・特記仕様書へ取組内容を記載するなど受発注者が共認識を持つように明記する

【近畿目標】(対象機関:国等・府県・政令市・市町村)

・近畿全体で、ウィークリースタンスの実施(工事)について(案)目標設定を1.00とする

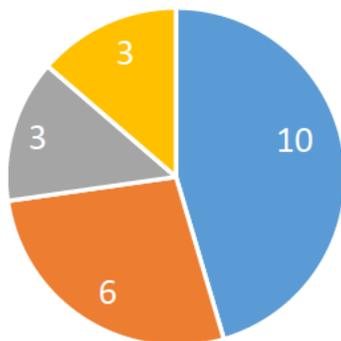
【目標達成のための確認、問題・課題】

・実施できない理由を確認し、実施に向けて取組を推進

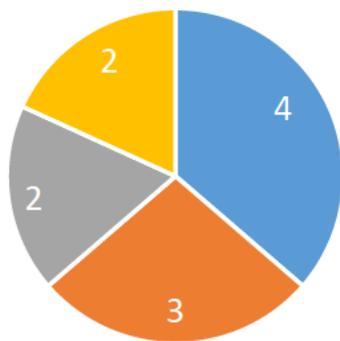
ウィークリースタンス(工事)

R7.4アンケート結果のR6実績

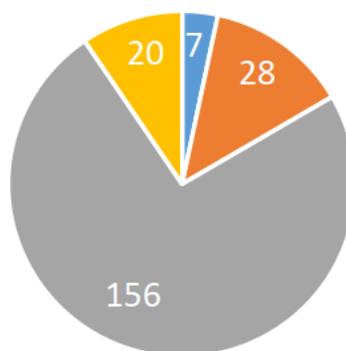
国、法人



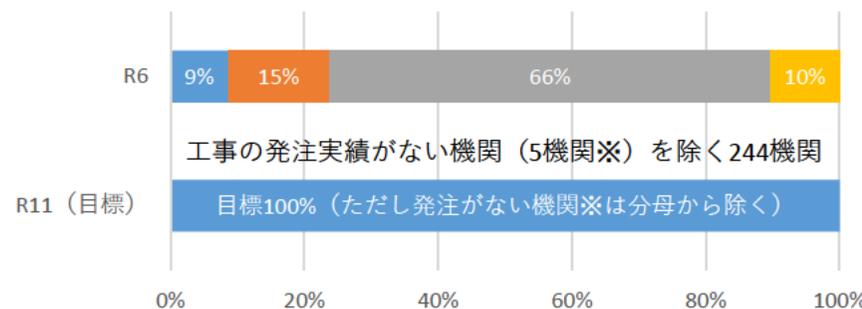
府県、政令市



市町村



近畿全体 (249機関)



■ a) 実施 ■ b) 調整中 ■ c) 未実施 ■ d) その他

ウィークリースタンスの実施(工事)

対象		近畿独自指標		
工事	ウィークリースタンスの実施	府県域策定率 = $\frac{\text{(ウィークリースタンスの実施している府県・政令市・市町村数)}}{\text{(府県域内の府県・政令市・市町村数)}}$		
	地域	R6年度 (基準値)	目標(R11)	取組項目(新規) ・ウィークリースタンスの実施 近畿ブロック策定率は全機関で計算 調査対象機関 ○:国等 ○:都道府県 ○:政令市 ○:市町村
	近畿ブロック	0.09	1.00	
	福井県域	0.00	1.00	
	滋賀県域	0.05	1.00	
	京都府域	0.00	1.00	
	大阪府域	0.05	1.00	
	兵庫県域	0.07	1.00	
	奈良県域	0.05	1.00	
	和歌山県域	0.10	1.00	

(案) 目標設定を1.00

※R6年度(基準値)は速報値(集計中)

R7年度以降の取組内容(案)

1. (R11)目標を達成するよう、地域発注者協議会において具体的な取組目標を定め、推進を図る。
2. 取組状況※について、適時アンケート調査等により、進捗の確認・共有を行う。

※国、法人の機関においては、C;実施していない、D:その他と、回答された機関の理由では、『工事の実施予定が無い』、『工期の長い工事が無い』といった意見がある。

⇒ 【対応】工事発注の無い機関は、調査対象から除外して、集計する。

【独自指標設定の背景】

担い手確保のための働き方改革・処遇改善のため、工事・業務において「ウィークリースタンスの実施」を新たな独自指標として設定する。

【近畿独自指標定義】

・特記仕様書へ取組内容を記載するなど受発注者が共認識を持つように明記する

【近畿目標】(対象機関: 国等・府県・政令市・市町村)

・近畿全体で、ウィークリースタンスの実施(業務)について(案) 目標設定を1.00とする

【目標達成のための確認、問題・課題】

・実施できない理由を確認し、実施に向けて取組を推進

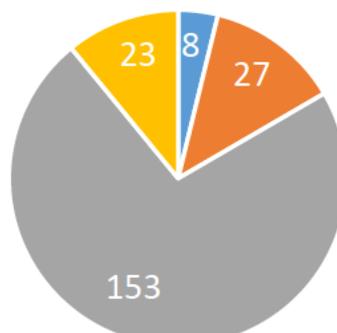
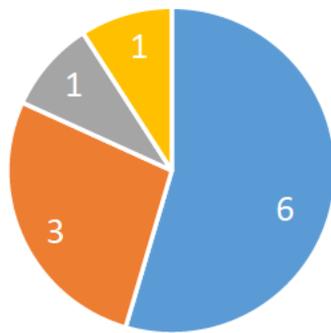
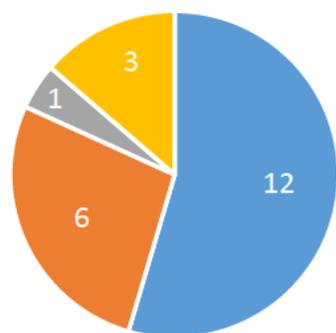
ウィークリースタンス(業務)

R7.4アンケート結果のR6実績

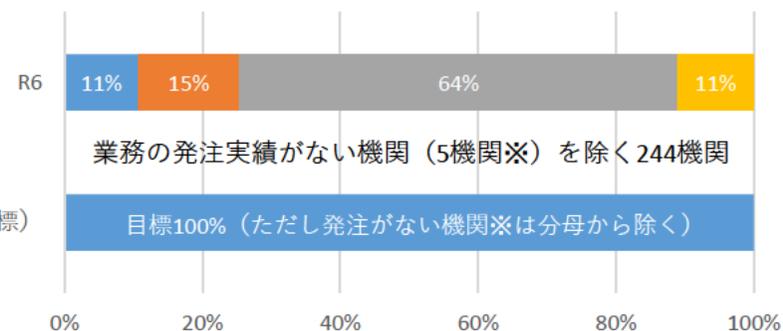
国、法人

府県、政令市

市町村



近畿全体 (249機関)



■ a) 実施 ■ b) 調整中 ■ c) 未実施 ■ d) その他

ウィークリースタンスの実施(業務)

対象		近畿独自指標			
工事	ウィークリースタンスの実施	府県域策定率 = $\frac{\text{(ウィークリースタンスの実施している府県・政令市・市町村数)}}{\text{(府県域内の府県・政令市・市町村数)}}$			
	地域	R6年度 (基準値)		目標(R11)	(案) 目標設定を1.00 取組項目(新規) ・ウィークリースタンスの実施 近畿ブロック策定率は全機関で計算 調査対象機関 ○: 国等 ○: 都道府県 ○: 政令市 ○: 市町村
	近畿ブロック	0.11		1.00	
	福井県域	0.17		1.00	
	滋賀県域	0.05		1.00	
	京都府域	0.00		1.00	
	大阪府域	0.02		1.00	
	兵庫県域	0.10		1.00	
	奈良県域	0.05		1.00	
	和歌山県域	0.10		1.00	

※R6年度(基準値)は速報値(集計中)

R7年度以降の取組内容(案)

1. (R11)目標を達成するよう、地域発注者協議会において具体的な取組目標を定め、推進を図る。
2. 取組状況※について、適時アンケート調査等により、進捗の確認・共有を行う。

※国、法人の機関においては、C;実施していない、D:その他と、回答された機関の理由では、『業務の実施予定が無い』、『長期の業務が予定されていない』といった意見がある。

⇒ 【対応】業務発注の無い機関は、調査対象から除外して、集計する。

【参考】地域独自指標の実績値・目標設定状況(令和5年度実績)

北海道ブロック

- 総合評価の導入状況(工事)

	R4実績値	R5実績値	目標値
北海道ブロック:	23%	25%	70%
北海道地域:	18%	20%	65%
- プロポ・総合評価の導入状況(業務)

	R4実績値	R5実績値	目標値
北海道ブロック:	39%	39%	60%
北海道地域:	35%	34%	55%

東北ブロック

- 最新の積算基準

	R5実績値	目標値
R5実績値	62%	100%
- 設計変更ガイドライン

	R5実績値	目標値
R5実績値	67%	100%
- 設計変更実施率

	R5実績値	目標値
R5実績値	52%	100%
- ICT土工の実施※

	R5実績値	目標値
R5実績値	15%	100%
- ICT土工証明書

	R5実績値	目標値
R5実績値	17%	90%
- 工事書類の標準化

	R5実績値	目標値
R5実績値	83%	100%
- ウィークリースタンス

	R5実績値	目標値
R5実績値	83%	100%
- ウィークリースタンス

	R5実績値	目標値
R5実績値	77%	100%

※国等、県、人口10万人以上の都市のみ対象

関東ブロック

- 最新の積算基準

	R2実績値	R3実績値	R4実績値	R5実績値	目標値
R2実績値	77%	81%	84%	86%	100%
- 設計変更ガイドライン

	R2実績値	R3実績値	R4実績値	R5実績値	目標値
R2実績値	58%	63%	66%	70%	100%
- 区市町村における週休2日制工事の取組状況

	R3基準値	R4実績値	R5実績値
R3基準値	12%	16%	28%
- ウィークリースタンス

	R2実績値	R3実績値	R4実績値	R5実績値	目標値
R2実績値	41%	45%	55%	100%	100%

北陸ブロック

- 週休2日の取り組み

	R5実績値 (取組機関割合)	R5実績値 (対象工事率)	目標値
北陸ブロック:	0.97	0.59	1.00
新潟地域:	0.97	0.46	1.00
富山地域:	0.94	0.54	1.00
石川地域:	1.00	0.72	1.00
- 設計変更GLの活用

	R5実績値	目標値
北陸ブロック:	1.00	1.00
新潟地域:	1.00	1.00
富山地域:	1.00	1.00
石川地域:	1.00	1.00
- 適切な履行期間の設定

	R5実績値	目標値
北陸ブロック:	1.00	1.00
新潟地域:	1.00	1.00
富山地域:	1.00	1.00
石川地域:	1.00	1.00

中部ブロック

- 最新の積算基準

	R4実績値	R5実績値	目標値
R4実績値	65%	76%	100%
- 適正な工期設定

	R4実績値	R5実績値	目標値
R4実績値	64%	74%	100%
- 設計変更ガイドライン

	R4実績値	R5実績値	目標値
R4実績値	81%	83%	100%
- 建設ICTの導入

	R4実績値	R5実績値	目標値
R4実績値	13%	16%	100%
- 受発注者間の情報共有

	R4実績値	R5実績値	目標値
R4実績値	19%	27%	100%
- 総合評価の導入状況

	R4実績値	R5実績値	目標値
R4実績値	82%	85%	100%
- 最新の積算基準

	R4実績値	R5実績値	目標値
R4実績値	96%	98%	100%
- 適正な履行期間の設定

	R4実績値	R5実績値	目標値
R4実績値	36%	42%	100%
- 設計変更ガイドライン

	R4実績値	R5実績値	目標値
R4実績値	55%	58%	100%
- 総合評価の導入

	R4実績値	R5実績値	目標値
R4実績値	25%	26%	100%

近畿ブロック

- 工事の適切な設計変更

	R5実績値	目標値
福井県の市町村:	0.76	0.90
滋賀県の市町村:	0.84	0.90
京都府の市町村:	1.00	0.92
大阪府の市町村:	0.63	0.90
兵庫県の市町村:	1.00	0.90
奈良県の市町村:	0.90	0.90
和歌山県の市町村:	0.87	0.90

【参考】地域独自指標の実績値・目標設定状況(令和5年度実績)

中国ブロック

(工事)

・予定価の事後公表

R3実績値 71%
R4実績値 70%
R5実績値 69%
目 標 100%

(業務)

・ウィークリースタンスの実施

R3実績値 28%
R4実績値 32%
R5実績値 42%
目 標 100%

・一般競争の実施基準を定め運用

R3実績値 82%
R4実績値 84%
R5実績値 86%
目 標 100%

・総合評価の実施基準を定め運用

R3実績値 75%
R4実績値 74%
R5実績値 78%
目 標 100%

四国ブロック

	指標項目	機関	R 5 実績	R 6 目標
(工事)	・ 予定価格の原則事後公表	全機関	100.0%	100.0%
	・ 設計変更ガイドラインの策定	全機関	86.7%	100.0%
	・ ICTを活用した生産性向上	全機関	9.7%	100.0%
	・ 総合評価落札方式の導入	全機関	70.8%	100.0%
	・ 工事成績評定の実施	全機関	71.7%	100.0%
	・ 余裕期間制度の活用	全機関	32.7%	100.0%
	・ ワンデーレスポンス、 設計変更協議会、 三者会議の実施等	全機関	71.1%	100.0%
・ 中長期的な工事の発注見通し	地整のみ	—	100.0%	
(業務)	・ 予定価格の原則事後公表	全機関	97.3%	100.0%
	・ ICTを活用した生産性向上	全機関	62.5%	100.0%
	・ プロポーザル方式、総合評価方式の導入	全機関	53.6%	100.0%
	・ ウィークリースタンスの実施	全機関	53.6%	100.0%
	・ スケジュール管理表、 合同現地踏査の実施	全機関	32.1%	100.0%
	・ 発注見通し情報の共有	全機関	92.0%	100.0%
	・ 中長期的な業務の発注見通し	地整のみ	—	100.0%

九州ブロック

(工事)

・最新の積算基準の適用状況及び 基準対象外の際の対応状況

R4実績値 0.80
R5実績値 0.85
R6目標値 1.00

・設計変更ガイドラインの策定・活用状況

R4実績値 0.52
R5実績値 0.53
R6目標値 1.00

(業務)

・ウィークリースタンスの実施状況

R4実績値 0.23
R5実績値 0.29
R6目標値 1.00

沖縄ブロック

(工事)

・最新の積算基準

R4実績値 0.57
R5実績値 0.59
R6目標値 0.80以上

・設計変更ガイドライン

R4実績値 0.64
R5実績値 0.67
R6目標値 0.80以上

(業務)

・最新の積算基準

R4実績値 0.57
R5実績値 0.59
R6目標値 0.80以上

・設計変更ガイドライン

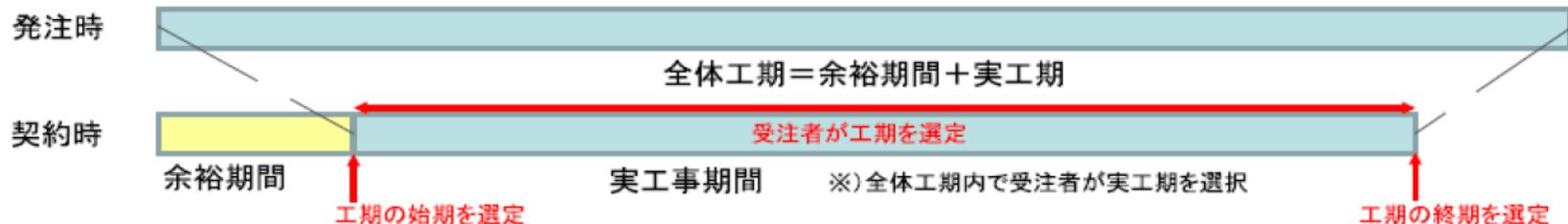
R4実績値 0.55
R5実績値 0.57
R6目標値 0.80以上

「直轄土木工事における適正な工期設定指針」に基づき、令和5年4月1日以降に公告する工事から「原則、全工事（維持工事等・土木営繕、営繕工事を除く）で余裕期間制度（フレックス方式を基本）」を活用する。

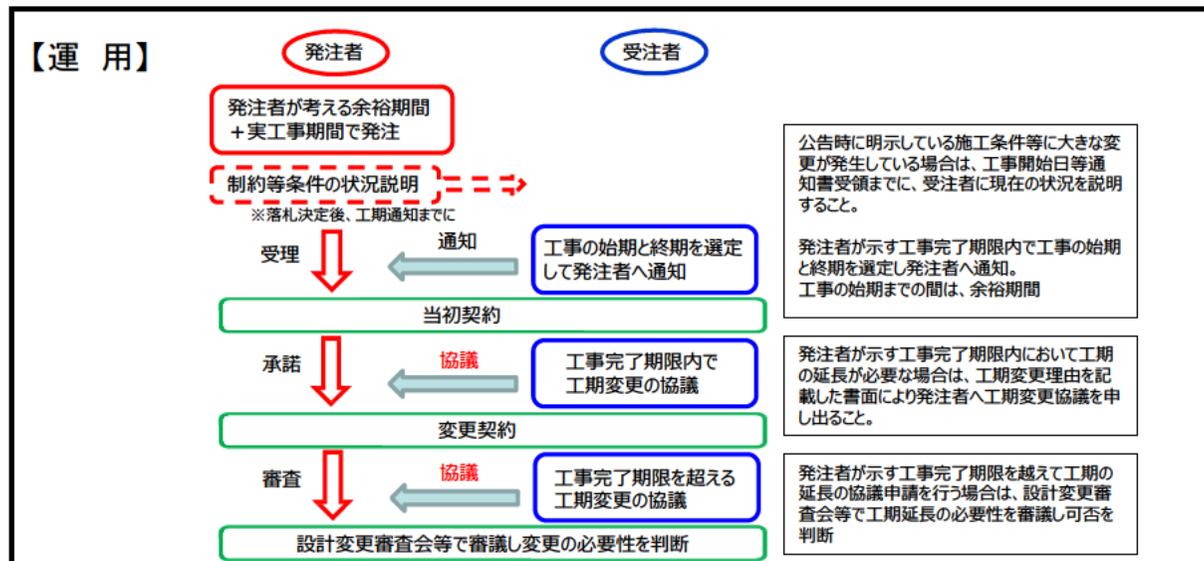
・余裕期間の設定

直轄土木工事における適正な工期設定指針に基づき、基本1パーティで設定した施工に必要な実日数を確保した上で、余裕期間は、契約ごとに最低1ヶ月を確保し、当該工事における施工条件等を勘案し、6ヶ月を超えない範囲内で期間を設定する。

「フレックス方式」：受注者が工事の始期と終期を全体工期内で選択できる方式



【運用】



【日々の取組み】ウィークリースタンス

建設業界の働き方改革を推進し、休日の取得・長時間労働の改善に向け、受発注者間における仕事の進め方を共有することで、工事を円滑かつ効率的に進めるための取組み。

■実施項目

- (1) 休日明け日（月曜日等）は工事書類等の作成等期限日としない。
- (2) 勤務時間外に工事書類等の作成等依頼をしない。
- (3) 作業内容に見合った作業期間を確保する。
- (4) 昼休みや午後5時以降の打合せ・立会を行わない。
- (5) 工事施工中の打合せはWeb会議（ビデオ会議機能）も活用する。

なお、工事の内容や特性を踏まえ、災害等の緊急的な対応、第三者等の要求に伴う対応及び関係機関等との協議による休日又は夜間作業等により、取組みが実施出来ない場合の対処方法（依頼や期限に関する特例、代休、振替休日の措置等）については、受発注者で協議のうえ、決定する。

■取組みイメージ■

■対象工事

災害等の臨時対応工事を除く全ての工事

■留意事項

週休2日の取得計画がわかる計画工程表等から休日を確認し、ウィークリースタンスに取り組むこと。

	勤務時間内	勤務時間外
月	依頼期限としない!	作成依頼しない!! 打合せ等しない!!
火		
水		
木		
金		
土	休 日	
日		
月	依頼期限としない!	作成依頼しない!! 打合せ等しない!!

2. ウィークリースタンスの取組推進について

設計業務等の業務環境改善 実施要領(案)

1. 目的

設計業務等を円滑かつ効率的に進めるため、受発注者間における仕事の進め方を共有することで、計画的に業務を履行しつつ、非効率なやり方の業務環境を改善し、より一層の業務の円滑な実施と品質向上に努めると共に、建設業界の魅力ある仕事、現場の創造に努める。

2. 実施内容

業務着手時の打合せにおいて受発注者間で確認、調整のうえ詳細な内容を設定し実施する

(1) 休日明け日(月曜日等)は依頼の期限日としない

(2) 休前日(金曜日等)は新たな依頼をしない

(3) ノー残業デーは勤務時間外の依頼はしない

(4) 昼休みや午後5時以降の打合せを行わない

(5) 作業内容に見合った作業期間を確保する(標準作業期間として最低中3日を確保)

(6) 業務履行中の打合せにあたりWeb会議(ビデオ会議機能)を活用する

(7) 技術的高度な業務では初回打合せを含む重要な意思決定の場面には総括調査員が打合せに出席する。

また、上記以外の打合せにおいて、軽易なものを除く意思決定の場面では、主任調査員が方向性を示す。

(8) その他受発注者間で確認・共有する

◆進め方

(1) 業務受注者は別紙-1を作成し、業務着手時に受発注者の勤務時間、定時退社日などの就業環境や、業務特性等を勘案し、実施日、実施時間等、実施する内容を設定する。

(2) 実施にあたっては、業務スケジュール管理表等を積極的に活用する。

日	月	火	水	木	金	土
	依頼	→			期限	
			中3日			

3. 対象

すべての業務(平成30年11月1日以降より取組開始。平成31年2月1日改正。令和2年4月1日改正。

令和4年4月1日改正)

業界からの要望

日本建設業連合会

- 土日現場閉所による完全週休二日の実現
- 設計変更協議の円滑化（適時適切なスライド条項の適用と手続きの円滑化に向けた取組みを強化）
- 書類の削減と様式の統一（書類限定検査や電子契約を導入）
- 受発注者間における情報共有の促進（BIM/CIM活用を拡大）
- 技能者の処遇改善（建設キャリアアップシステムの普及拡大）
- 建設業全体の魅力発信（効果的な取組みの横展開）

日本道路建設業協会

- 舗装施工管理技術者資格（1級、2級）の活用

プレストレスト・コンクリート建設業協会

- 完全週休二日（土日＋祝日）の更なる推進

日本橋梁建設協会

- 働きがいのある職場作り（時間外労働の削減および週休二日達成に向けた取組み）

令和7年度 業団体との意見交換会における自治体への要望

1. 日本建設業連合会

働き方改革の推進 ～時間外労働上限規制遵守の課題と取組み～

(1) 土日現場閉所による完全週休二日の実現

○建設業の担い手（技術者・技能労働者）を確保し、時間外労働の上限規制を遵守するためには、土日閉所を基本とした週休二日の実現が不可欠である。国土交通省をはじめとする全ての発注機関において、既契約を含む全ての工事で土日閉所による週休二日制工事（完全週休二日）を原則導入していただきたい。

(2) 設計変更協議の円滑化

○近年の金利上昇に伴い立替金の負担が増大していることから、設計変更協議の長期化防止のため、「設計変更審査会」等に設計変更の権限を持つ者が参加することを徹底していただくとともに、工事書類スリム化ガイド等に基づき、協議資料作成等の受発注者間の役割分担を明確にする会議を開催した上で、発注者に代わり受注者が実施する設計変更に関わる資料作成や検討業務に要する費用について、適切な負担をお願いしたい。さらに、国土交通省に比べてスライド条項適用率が低い他の発注機関においては、適時適切なスライド条項の適用と手続きの円滑化に向けた取組みを強化していただきたい。

(3) 書類の削減と様式の統一

○書類の削減に効果の大きい書類限定検査について、既契約工事も含む全ての工事で導入するとともに、国土交通省以外の発注機関においても書類限定検査や電子契約を導入していただきたい。さらに、発注機関毎に異なる工事関係書類について、必要とする書類に関する規定を含め国土交通省の様式へ統一をお願いしたい。

生産性向上（新技術・新工法の活用促進）

(1) 受発注者間における情報共有の促進

○国土交通省以外の発注工事においても BIM/CIM 活用を拡大していただきたい。さらに、受発注者がリアルタイムに情報を共有・保管するとともに、得られたデータを着実に関係者間で引き継ぐことが重要であるため、国土交通省が昨年度提唱した「プロジェクト CDE」によるデータマネジメントについて早期実現をお願いしたい。

担い手の確保

(2) 技能者の処遇改善（建設キャリアアップシステムの普及拡大）

○国土交通省においては、2024年7月に『CCUS 利用拡大に向けた3か年計画』を決定し、「あらゆる現場・あらゆる職種でCCUSと能力評価を実施」を目指すこととしたが、2024年度の就業履歴数は、同省が設定した目標を2年連続で下回ることとなった。このような状況を踏まえ、3か年計画に基づく各種施策を積極的に展開することが重要であるが、特に、直轄工事のCCUS義務化を強力に推進するとともに、国土交通省以外の発注機関においてもモデル工事の導入・拡大するなど、CCUSの普及・活用を促進していただきたい。

(3) 建設業全体の魅力発信

○現場間での働き方の違いによる技能者の流動化が懸念される中、特に「休暇の取得」や「処遇改善」については原則、国内全ての建設現場が同じ方向へ歩みを進めていくことが必要である。このため、自治体も参加するブロック別の各種連絡会議等を通じて、国土交通省をはじめ各発注機関における最も効果的な取組みの横展開を図り、現場への徹底を推進していただきたい。

2. 道建協

舗装工事積算の改善

(1) 舗装施工管理技術者資格（1級、2級）の活用

○引き続き、舗装施工管理技術者資格（1級、2級）を総合評価落札方式の配置予定技術者の能力評価の対象としていただいておりますが、都道府県、地方主要都市等においても活用していただくように、国からも働きかけをお願いします。

・舗装施工管理技術者制度：平成6年創設、7年から実施。

25年間に1級・2級併せて約7万5千人が合格し、現在約5万人が舗装施工管理技術者として登録。

3. PC 建協

働き方改革の推進

(2) 完全週休二日（土日＋祝日）の更なる推進

○土日＋祝日の現場閉所の確保を実現するため、発注者指定型の完全週休二日（土日＋祝日）工事の発注推進をお願いします。また、地方自治体やNEXCO等の発注機関についても、各管内のブロック発注者会議などの場において、完全週休二日（土日＋祝日）工事の発注への取組みの継続的な周知をお願いします。

4. 橋建協

鋼橋事業の需要拡大、継承と進化および国土強靱化への貢献

(1) 働きがいのある職場作り（時間外労働の削減および週休二日達成に向けた取組み）

- ・ 協会内で完全週休二日・残業時間削減に向けた取組みを実施
- ・ 残業時間について、施工現場での720時間超勤務者をゼロにする取組実施
- ・ 時間外の書類作成など現場負荷増大、発注時短工期設定、受注後指示による工期短縮などを見直し作業時間内で完了可能な工程作成が必要
- ・ 特に夜間工事は要員の確保や厳しい条件対応等により、働き方改革の推進に課題がある

⇒ 高速道路会社、地方公共団体への更なる指導を要望

近畿地方整備局からの情報提供(営繕部)

国土交通省 近畿地方整備局
営繕部 技術・評価課
令和7年9月

1. 営繕事業における働き方改革の主な取組について
2. 官公庁施設の環境負荷軽減について
＜ZEB化、木材利用の促進＞
3. 防災に強い官公庁施設について
＜技術基準について、ガイドライン＞

「社整審答申」官公庁施設※整備における発注者のあり方について

公共建築工事において

- 「1. **発注者の役割**」を明確にし、
 「2. **その役割を果たすための方策**」
 を提言

- (背景) ○ 品確法等の改正 (発注者責務の規定)
 ○ 基礎ぐい工事問題 (民間工事指針の策定)
- (現状と課題) ○ 国、地方公共団体の発注者の体制は多様 (市町村割で技術者ゼロ)
 ○ 発注者の業務内容は変化 (建物の用途変更・複合化等の要請)
 ○ 一方で、公共建築工事において、**発注者の役割が**
 明確化されておらず、的確な対応が困難な状況

1. 発注者の役割

A : 企画・予算措置を行う事業部局との連携 (「技術的な助言等」)

B : 公共建築工事の発注・実施 (「諸条件の把握」、「発注条件の取りまとめ」、「設計・工事等の発注・実施」)

公共建築工事の特徴	発注者に求められること
(1) 国等が主体となって行う事業	<ul style="list-style-type: none"> 国民から見て過不足のない適切な品質の確保、様々な政策課題の建築工事への適用・反映 企画・予算措置を行う事業部局との連携
(2) 発注主体において、発注部局と事業部局が異なる場合が多い (事業部局は、企画・予算措置、施設管理を実施)	
(3) 建築工事ごとに様々な関係者が存在し (施設管理者、利用者、近隣住民等)、求められる諸条件も多種多様	<ul style="list-style-type: none"> 様々な関係者からの多種多様な諸条件を把握、取捨選択の上、過不足や相反・相互矛盾のない発注条件の取りまとめ 最も適切な設計者等の選定、告示に基づく予定価格の設定
(4) 設計等に、建築基準法、建築士法が適用	
(5) 建築市場全体で、公共の割合が極めて小さい	<ul style="list-style-type: none"> 民間市場の動向を把握し、発注条件や予定価格に反映

民間建築工事との対比

公共土木工事との対比

2. 発注者の役割を果たすための方策 (国土交通省の取組)

- 【発注者の役割に関する認識の共有化】 ○ 発注者の役割の「解説書」を作成、発注者への普及・浸透
- 【発注者の業務の効率化】 ○ 技術基準等の整備・活用、研修等による人材育成の促進
- 【個別工事の支援】 ○ 発注者支援に関する環境整備、相談窓口の活用促進

⇒ それぞれの公共建築工事の適切な実施に資する

官庁営繕事業における働き方改革の取組をパッケージ化して推進

適正な工期設定・施工時期等の平準化

適正な工期設定等	<ul style="list-style-type: none"> ○ 適正な工期・履行期間の確保（必要な工期・履行期間の延期を含む） <ul style="list-style-type: none"> ・「公共建築工事における工期設定の基本的考え方」 ・「建築工事適正工期算定プログラム（日建連）」の活用 ・「働き方改革に配慮した公共建築設計業務委託のためのガイドライン」 ○ 各工程の施工期間の確保（概成工期の発注時設定、実施工程表等による発注者（監督職員）の確認） ○ 猛暑による作業不能日数を考慮した工期設定
週休2日の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「公共建築工事標準仕様書」において原則週休2日を規定 ○ 「完全週休2日」の確保に向けた週休2日促進工事 ○ 工事・業務における現場環境改善（ウィークリースタンスの取組）
施工時期等の平準化	<ul style="list-style-type: none"> ○ 適正な工期・履行期間の確保とともに、完成・完了時期を分散 <ul style="list-style-type: none"> ・債務負担行為の積極的活用 ・余裕期間制度の積極的活用

必要経費へのしわ寄せ防止の徹底

予定価格の適正な設定等	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「営繕積算方式」による予定価格の適正な設定 <ul style="list-style-type: none"> ・実勢価格や現場実態の的確な反映 ・工事規模・工期を踏まえた共通費等の算定 ○ 施工条件の変更に伴う適切な設計変更 ○ 物価変動等に伴うスライド条項の適切な運用
--------------------	---

生産性向上

ICTの積極的な活用等	<ul style="list-style-type: none"> ○ 生産性向上技術の活用 <ul style="list-style-type: none"> ・官庁営繕事業における一貫したBIM活用（EIR（発注者情報要件）の適用（新営設計・工事）、BIMデータを活用した積算業務の試行） ・情報共有システムの活用、建設現場の遠隔臨場、デジタル工事写真の黒板情報電子化、ICT建築土工 等 ○ 工事の発注時・完成時における評価による生産性向上技術の導入促進
書類の効率化	<ul style="list-style-type: none"> ○ 工事関係書類の削減、省略・集約可能な書類の明確化、工事関係書類データ入力支援ツールの提供 ○ 押印・署名廃止、原則電子による提出に一本化 ○ 国の統一基準として工事関係書類の標準書式を制定
関係者間調整の円滑化	<ul style="list-style-type: none"> ○ 設計業務の発注における設計条件の明示 ○ 適切な設計図書への作成に向けた取組み（設計業務プロセス管理、施工条件の確認等） ○ 設計業務受注者から工事受注者等への遅滞ない設計意図伝達（期限遵守を契約図書に明記） ○ 関連する工事間での納まり等の調整を効率化（「総合図作成ガイドライン（土会連合会）」、BIMの活用） ○ 関係者間の情報共有や検討を迅速化（会議の早期開催、情報共有システムの活用等）

公共建築の工事・設計業務の受発注者への普及促進

1-2. 営繕工事における週休2日促進工事について

- 国土交通省が発注する営繕工事では、建設業における働き方改革の推進の観点から、平成30年度より、週休2日の取組状況に応じて労務費を補正する「週休2日促進工事」を実施している。
- 品確法に基づく発注関係事務の運用に関する指針の改正において、「土日を休日とする週休2日工事の実施に取り組むなど、週休2日の取得を推進し、施工条件等を考慮しつつその取組の質の向上を努めることが重要である。」とされたことを踏まえ、**令和7年度より、工期中の全ての週における週休2日の確保に向けた取組を推進**する。

発注方式

次のいずれかの方式により発注する。

発注方式	対象期間の現場閉所 ^{※1} の状況		
	全ての週 ^{※2} で2日 ^{※3} 以上 (新規)	全ての月で4週8休以上 (月単位の週休2日)	全体で4週8休以上 (通期の週休2日)
I型	受注者が選択 ^{※4}	必須	必須
II型	受注者が選択	受注者が選択	必須

※1 分離発注工事の場合は、発注工事単位で現場作業が無い状態（現場休息）とする。

※2 原則として土曜日から金曜日の7日間とする。

※3 原則として土曜日及び日曜日を現場閉所日に指定する。土曜日又は日曜日を現場閉所日としない場合は当該曜日に代わる曜日を現場閉所日に指定する。

※4 受注者が工事着手前に発注者と協議する。

労務費の補正

- 現場閉所の状況に応じた労務費及び現場管理費の補正係数を設定
- 予定価格の作成に当たっては、対象期間の**全ての週で2日以上**の現場閉所を行うことを前提として労務費及び現場管理費を補正
- 現場閉所の達成状況を確認し、対象期間の現場閉所の状況が各水準に満たない場合は、水準に応じた補正分を減額変更

対象期間の現場閉所の状況	補正係数	
	労務費	現場管理費
全ての週で2日以上	1.02	1.01
全ての月で4週8休以上	1.02	なし
全体で4週8休以上	なし	なし

工事関係者の対応

- 現場閉所の確認（受発注者双方の事務負担が増大しないよう既存書類を活用。）
- モニタリング（受発注者へアンケート調査を実施し、週休2日確保の阻害要因を把握のうえ対応策を検討。）
- 工事成績評定（従来から標準の評価項目として設定している「休日・代休の確保」において適切に評価。
明らかに受注者側に週休2日に取り組む姿勢が見られなかった場合は減点。）

1-3. 『営繕積算方式』活用マニュアル【概要版】について

- 「営繕積算方式」は、「公共建築工事積算基準」等と、その運用にかかる各種取組をパッケージ化したもの（官庁営繕事業における積算手法）
- 「適正な予定価格の設定」等の品確法における発注者責務の適切な実施や円滑な施工確保の一層の推進に向け、「営繕積算方式」をわかりやすく解説した『営繕積算方式』活用マニュアルを作成
- 本【概要版】は同マニュアルの要点を掲載
（詳細は『営繕積算方式』活用マニュアルを参照 https://www.mlit.go.jp/gobuild/gobuild_tk2_000009.html）

『営繕積算方式』活用マニュアル

「公共建築工事積算基準」等

積算基準の体系、工事費の構成、各単価の算定方法、共通費の算定方法

基準の運用にかかる各種取組

- 実勢価格や現場実態を的確に反映した適正な予定価格の設定
最新単価の採用、少量・僅少施工での単価補正、「見積活用方式」、現場実態を反映した共通費の算定、工期に連動した共通費の算定 等
- 適切な設計変更、適切な数量算出
「入札時積算数量書活用方式」、スライド条項の適切な運用、営繕工事積算チェックマニュアルの活用 等
- 熱中症対策
- 週休2日の促進

品確法

「適正な利潤の確保」のための「適正な予定価格の設定」等、発注者責務の明確化

円滑施工確保 (不調不落対策)

災害時等の社会経済情勢が大きく変化した際には特に留意が必要

営繕工事の生産性向上に向けた取組みを確実に推進していくため、関係者間調整※の円滑化のために営繕事業の各段階において発注者として実施する事項（R5.3公表）のうち、特に設計に関する取組みについての理解を深めるための「事例解説」を作成しました（R7.3）。

※発注者、設計者、工事監理者、工事受注者、施設管理者等の多様な関係者間での調整

営繕工事の生産性向上に向けた関係者間調整の円滑化のために営繕事業の各段階において発注者として実施する事項（R5.3）

生産性向上のイメージ

【設計段階】

発注者が設計条件の明示や設計業務プロセス管理等の取組みを行うことで、適切な設計図書の作成につなげる

【施工段階】

発注者が余裕期間制度を活用した発注や情報共有の迅速化等のための取組みを行う

営繕事業の各段階（設計段階、施工段階）において、関係者間調整が円滑化



営繕工事の生産性向上

以下の事項の実施に努める等により、営繕工事のより一層の生産性向上に取り組むもの（該当箇所の抜粋）

【1. 設計段階】

- | | |
|-------------------|-----------------------|
| (1) 設計条件の明示 | (2) 適切な設計図書の作成に向けた取組み |
| ① 諸条件の整理と適用基準 | ② 敷地や周辺の状況 |
| ③ 設計業務プロセス管理 | ④ 図面の整合性 |
| ⑤ 設計段階における施工条件の確認 | ⑥ 指定仮設の確認 |

【2. 施工段階】

- | | | |
|------------------|-------------------|-------------------|
| (1) 余裕期間の設定 | (2) 遅滞ない設計意図伝達※1等 | (3) 納まり等の調整※2の効率化 |
| (4) 情報共有や検討等の迅速化 | (5) 設計図書の変更への対応 | |
- ※1: 施工段階で行う、設計意図を正確に伝えるための質疑応答・説明等、工事材料・設備機器等の選定に関する検討・助言等
 ※2: 工事受注者が施工上密接に関連する工事間で行う納まり等の調整

事例解説（R7.3）

● 参考事例

建設業団体より提供を受けた、過去3年間（62事例）の情報を基に、事例を整理（8分類）

◆ 改善点

参考事例を踏まえた“改善のための取組み”の具体例を記載

■ 関係者間調整の円滑化に役立つ参考資料

- 営繕工事の生産性向上に向けた関係者間調整の円滑化
- 働き方改革に配慮した公共建築設計業務委託のためのガイドライン
- 設計図書整合性向上ガイドブック（日本建築士会連合会）
- 営繕工事における情報共有システム機能要件と対応状況関連資料
- 営繕工事請負契約における設計変更ガイドライン（案）・Q&A（案）
- 公共建築工事における工期設定の基本的考え方（及び事例解説）
- 「公共建築工事の発注者の役割」解説書（第三版）

2-1. 官庁施設の環境負荷低減について

官庁施設のライフサイクルを通じた環境負荷低減の推進と、政府実行計画※(R7.2.18閣議決定)に基づき各府省庁が行う温室効果ガス排出削減への技術的支援を行う。

※ 政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の削減等のため実行すべき措置について定める計画

環境負荷低減に配慮した官庁施設の整備の推進

自然エネルギーの利用

- ・太陽光発電
- ・自然換気、自然光利用

負荷の低減

- ・断熱性、気密性の向上
- ・庇等による日射の遮断
- ・高性能ガラス
- ・複層ガラス

長寿命

- ・大部屋方式、乾式間仕切り等の採用で内部機能の変化に対応



適正使用・適正処理

- ・建設副産物の発生抑制
- ・建設発生土の適正処理

エコマテリアル

- ・VOC対策の徹底
- ・木材利用
- ・リサイクル材料の利用

自然共生社会の形成

- ・構内緑化等
- ・雨水利用

エネルギー・資源の有効利用

- ・LED照明
- ・昼光利用
- ・初期照度補正
- ・人感センサ
- ・高効率熱源
- ・変風量制御
- ・変流量制御
- ・BEMS等によるエネルギー消費の見える化・最適化

政府実行計画の実現に向けた各府省庁の支援

政府実行計画の建築物関連部分における技術的支援

- 「公共部門等の脱炭素化に関する関係府省庁連絡会議」において本省間の連携に加え、本省と地方支分部局の連携、地方支分部局間での連携に取り組むこととされている。
- 省エネルギー及び温室効果ガス排出削減に関する情報提供、施設整備における省エネルギー対策、施設の運用改善に関する技術的支援を行っている。



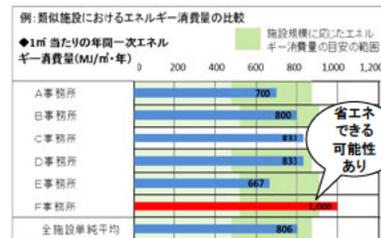
【地球温暖化対策に関する情報提供】

< 情報提供 >

- ・施設のエネルギー使用状況
- ・LED照明導入時の注意点
- ・省エネルギーの手法等

< 個別の要請等に応じた支援 >

- ・施設の省エネルギー対策に関する相談等



【エネルギー使用状況の分析例】

2050年カーボンニュートラルに向けた取組

○ ZEB化を推進

「2030年度までに新築建築物の平均で ZEB Ready 相当となること」※1を目指し、以下の取組を実施。

■ 先行事例

- ・「名古屋第4地方合同庁舎」において、設計段階で ZEB Ready を達成しており、現在施工中。

(名古屋市中区、R8.3 完成予定)



【名古屋第4地方合同庁舎】
(完成予想図)

■ 主な取組

- ・新築事業については原則 ZEB Oriented 相当以上
- ・先進事例のノウハウをまとめた「公共建築物(庁舎)におけるZEB事例集」を作成・公表(R4.3)。地方公共団体と連携し、全国の地方公共団体庁舎等に対象(約150事例)を広げた「公共建築物におけるZEB事例研究」※2を作成・公表。(R6.6)
- ・官庁施設整備に適用する基準類を見直し、官庁施設が確保すべきエネルギー消費性能を規定する「官庁施設の環境保全性基準」※3を改定(R7.3)

※1 政府実行計画(R7.2 閣議決定) ※2 全国営繕主管課長会議において作成 ※3 各府省庁が共通して使用する「統一基準」

雨水利用の推進

- 雨水法※に基づき定められた「国等による自らの雨水の利用のための施設の設置に関する目標(H27.3閣議決定)」により、官庁施設における雨水の利用を一層推進
- 関係府省における目標の達成状況のフォローアップを毎年度実施

■ 雨水利用の施設の設置に関する目標

建築物を新たに建設するに当たり、その最下階床下等に雨水の一時的な貯留に活用できる空間を有する場合には、原則として、自らの雨水の利用のための施設を設置する。

※雨水の利用の推進に関する法律(平成26年5月1日施行)

2-2. 官庁施設の木材利用の促進

○ 脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律

【平成22年法律第36号、令和3年10月1日改正法施行】

- ・ 令和3年改正：題名変更（旧法律名「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律の一部を改正する法律」）
公共建築物から建築物一般へ対象が拡大
- ・ 木材利用促進本部（本部長：農林水産大臣、本部員：国土交通大臣他4大臣）による基本方針の策定・実施状況の公表等

○ 建築物における木材の利用の促進に関する基本方針 【令和3年10月1日、木材利用促進本部決定】

- ・ コスト・技術面で困難な場合を除き、原則木造化（災害応急対策活動に必要な施設等を除く）
（旧基本方針：耐火建築物とすること等が求められない低層の建築物について、原則木造化）
- ・ 国民の目に触れる機会が多い部分（エントランスホール、情報公開窓口等）の内装等の木質化を促進

官庁営繕部における取組

- ・ 官庁施設の木造化・木質化に用いる技術基準類の整備を進め、広く情報提供等を行う（各省各庁・地方公共団体と積極的に連携）
- ・ 直轄の官庁営繕事業において木材を利用した官庁施設の整備を積極的に推進する

公共発注機関における木材利用のための環境整備

技術基準類の整備

- 新営予算単価
- **木造計画・設計基準**
- 公共建築木造工事標準仕様書
- 官庁施設における木造耐火建築物の整備指針
- 公共建築物における木材利用の取組に関する事例集
- 木造事務庁舎の合理的な設計における留意事項
- 木材を利用した官庁施設の適正な保全に資する整備のための留意事項
- 木造官庁施設における施工管理・工事監理に関する留意事項集

人材の育成

- 木材利用推進研修（国土交通大学校）

木造化・木質化を図った官庁施設の整備

○ 木造化



○ 内装等の木質化



各省各庁や地方公共団体等と連携の上、引き続き木材利用の促進を図る

2-3. 木造計画・設計基準及び同資料(令和6年改定)について

- 「都市（まち）の木造化推進法」の改正※¹を受けて新たに決定された基本方針において、国が整備する公共建築物は中層以上の建築物等も含め、原則木造化を図ることとされた※²
- 木造化を図る公共建築物の範囲の拡大を受け、「木造計画・設計基準及び同資料」を改定し、中層以上の建築物の木造化にも対応するなど内容を拡充

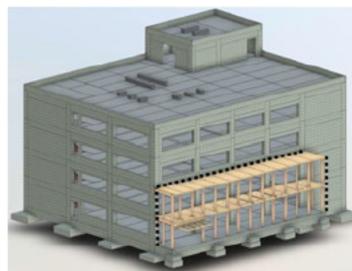
※¹ 「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律」（平成22年制定）が令和3年に改正され、法律名が「脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律」（平成22年法律第36号。通称：都市（まち）の木造化推進法）となった。

※² 「建築物における木材の利用の促進に関する基本方針」（令和3年10月1日木材利用促進本部決定）において、これまで「積極的に木造化を促進する公共建築物」に含まれていなかった耐火建築物とすること等が求められる建築物や中層以上の建築物も含め、国が整備する公共建築物は原則として全て木造化を図るものとされた。

改定の主なポイント

○中層以上の建築物の木造化にも対応した合理的な設計手法等を追加

- 防耐火規定や混構造に関する記載・図表を拡充
- 屋根・外壁・床・接合部など、各建築部位の設計に関する記載を拡充



掲載図の例（混構造）

○「計画」の章を新設し、計画段階での考慮事項を規定

- 木の良さを実感できる機会の提供、コスト・技術面で合理的な手法を検討しつつ、木造化を検討
- 施設の立地や特性等に応じた対火災、対水害、耐久性等の性能の確保
- 木材調達の実情等を踏まえた適切な施設整備期間の確保

章構成

1. 総則

- 1.1 目的
- 1.2 適用範囲

他

2. 計画

- 2.1 基本事項
- 2.2 基本的性能等に関する留意事項
- 2.3 施設整備期間に関する留意事項

3. 建築設計

- 3.1 基本事項
- 3.2 木造建築計画（防耐火、耐久性 他）
- 3.3 内装等の木質化
- 3.4 各建築部位の構法、仕上げ

4. 建築構造設計

5. 建築設備設計

⇒ R7年版が最新（R6年度末に法令等の改正を踏まえた表現の適正化等による改正）

技術基準の整備状況

- 国家機関の建築物及びその附帯施設の位置、規模及び構造に関する基準（告示）の改正

対応すべき災害に津波が含まれることを明確化（H25.3）

- 官庁施設の基本的性能基準の改定

対津波に関する性能に関する規定を新たに追加（H25.3）

対浸水に関する性能に関する内容の見直し（R2.3）

- 官庁施設の総合耐震・対津波計画基準の改定

津波対策に関する内容を追加（H25.3）

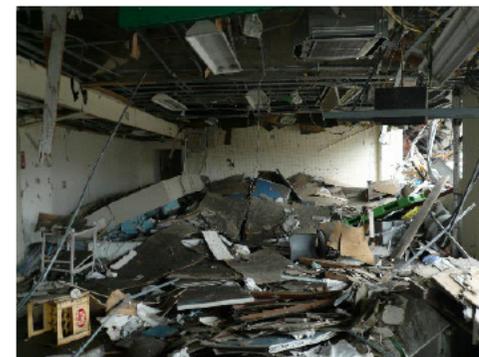
- 建築構造設計基準の改定 及び 建築構造設計基準の資料の改定

対津波に関する具体的な検討方法の追加（R3.3）

- 官庁施設の津波防災診断指針の改定 及び

官庁施設の津波防災診断指針に係る参考資料の改定

津波対策の必要性の有無を確認する標準的方法を示した指針
施設管理者がより適正に運用しやすくなるよう改定（R2.3）



東日本大震災における津波による被害



官庁施設の被災状況調査

3-2. 災害に強い官公庁施設づくりガイドライン

課題

近年の自然災害の激甚化、頻発化により、官公庁施設が被災した事例も見受けられる。水災害の更なる頻発化・激甚化が懸念される中、日常生活に密接に関係する行政機能の場であり、災害時において災害応急対策活動の拠点となるなど国民や地域住民にとって重要な役割を担っている官公庁施設は、災害に強いものとしていくことが必要。

対応

官公庁施設の防災機能の確保を検討する際の参考となるよう、官庁営繕の防災に係る技術基準やソフト対策、事例などをパッケージ化したガイドラインを作成（令和2年6月）し、国、地方公共団体の営繕部局、施設管理部局の担当者等で活用。

令和3年7月に中央省庁、都道府県・政令市共通のガイドラインとして策定。

災害に強い官公庁施設づくりガイドライン

ガイドラインの構成

はじめに

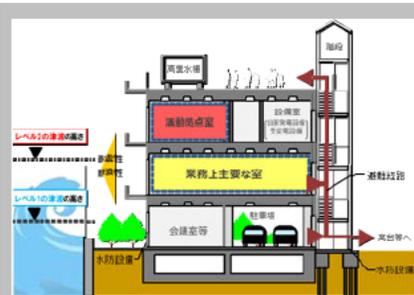
施設の位置の選定

施設整備上の対策

施設運用管理上の対策

災害発生時の営繕部局の役割

附録（整備事例、URL一覧など）



施設整備上の対策の例

官庁施設における津波対策

地域防災倉庫との合築 ▶



施設管理上の対策の例

津波避難ビルに指定された庁舎での避難訓練

災害発生時の営繕部局の役割の例

官庁施設の被災状況調査



近畿地方整備局営繕部では、公共建築における設計・工事の発注、各段階のマネジメント業務、老朽化対策、官庁営繕に関する技術基準の運用等、公共建築に関する技術的な相談を幅広く受け付けるための窓口を設置しています。

窓口部署	電話番号	対象地域
営繕部 計画課	TEL 06-6942-1141 (代) : 計画課長 (内線5151) : 計画課長補佐 (内線5153)	福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県
営繕部 保全指導・監督室	TEL 06-6942-1141 (代)	大阪府 (高槻市、枚方市、茨木市、交野市、三島郡を除く。)、兵庫県、和歌山県
京都営繕事務所	TEL 075-752-0505	京都府、福井県、滋賀県、奈良県、大阪府 (高槻市、枚方市、茨木市、交野市、三島郡)



近畿地方整備局からの情報提供



- 労働基準法の改正により、時間外労働規制を見直し
- 違反した場合、雇用主に6か月以下の懲役又は30万円以下の罰金
- 改正労働基準法による時間外労働規制が令和6年4月から建設業に適用

	見直しの内容「労働基準法」(平成30年6月成立) 罰則：雇用主に6か月以下の懲役又は30万円以下の罰金
原則	<ul style="list-style-type: none"> (1) 1日8時間・1週間40時間 (2) 36協定を結んだ場合、協定で定めた時間まで時間外労働可能 (3) 災害その他、避けることができない事由により臨時の必要がある場合には、労働時間の延長が可能(労基法33条)
36協定の限度	<ul style="list-style-type: none"> ・原則、①月45時間 かつ ②年360時間(月平均30時間) ・特別条項でも上回ることを出来ない時間外労働時間を設定 <ul style="list-style-type: none"> ③ 年720時間(月平均60時間) ○ 年720時間の範囲内で、一時的に事務量が増加する場合にも上回ることを出来ない上限を設定 <ul style="list-style-type: none"> ④a. 2～6ヶ月の平均でいずれも80時間以内(休日出勤を含む) ④b. 単月100時間未満(休日出勤を含む) ④c. 原則(月45時間)を上回る月は年6回を上限

- 令和5年4月時点の毎月第2土曜日一斉閉所から、**令和6年6月からは、第4土曜日も追加。**
- **令和7年4月からは、これまでの12機関に、新たに92機関を追加し、104機関に拡大。**

令和7年4月より実施機関を拡大します

■取り組み中の機関

- 近畿ブロック発注者協議会 実施機関：【近畿地方整備局／福井県／滋賀県／京都府／大阪府／兵庫県／奈良県／和歌山県／京都市／大阪市／堺市／神戸市】

■新たに取り組みを始める機関

※ **新たな実施機関の内、一部の機関では一部工事で試行的に実施します。**

- 近畿ブロック発注者協議会 実施機関：【海上保安庁 第五管区海上保安本部／海上保安庁 第八管区海上保安本部／環境省 近畿地方環境事務所／財務省 大阪国税局／警察庁 近畿管区警察局／独立行政法人水資源機構 関西・吉野川支社／西日本高速道路株式会社 関西支社／阪神高速道路株式会社／新関西国際空港株式会社／独立行政法人国立文化財機構 京都国立博物館／独立行政法人国立文化財機構 奈良国立博物館／独立行政法人国立美術館 京都国立近代美術館／独立行政法人国立美術館 国立国際美術館／独立行政法人国立文化財機構 奈良文化財研究所／独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構 北陸新幹線建設局／国立研究開発法人 日本原子力研究開発機構／日本下水道事業団 近畿総合事務所】
- 福井県地域発注者協議会 実施機関：【敦賀市／小浜市／大野市／鯖江市／あわら市／越前市／坂井市／永平寺町／池田町／南越前町／越前町／美浜町／高浜町／おおい町】
- 滋賀県地域発注者協議会 実施機関：【大津市／彦根市／長浜市／近江八幡市／草津市／守山市／栗東市／甲賀市／野洲市／高島市／東近江市／菟町／多賀町】
- 京都府地域発注者協議会 実施機関：【福知山市／舞鶴市／綾部市／宇治市／向日市／八幡市／京田辺市／南丹市／久御山町／井手町／笠置町／南山城村／京丹波町／伊根町】
- 大阪府地域発注者協議会 実施機関：【豊中市／吹田市／八尾市／門真市／東大阪市】
- 兵庫県地域発注者協議会 実施機関：【姫路市／伊丹市／豊岡市／加古川市／西脇市／宝塚市／加西市／養父市／丹波市／朝来市／淡路市／宍粟市／多可町／神河町／太子町／新温泉町】
- 奈良県地域発注者協議会 実施機関：【大和高田市／桜井市／五條市／生駒市／河合町／吉野町／下市町／黒滝村／天川村／下北山村／上北山村／川上村】
- 和歌山県地域発注者協議会 実施機関：【和歌山市】

近畿地方整備局管内で実施

建設業のさらなる働き方改革推進のため

建設現場一斉閉所

※ 災害復旧工事や維持工事、工期の短い工事、現場条件等で制約のある工事等を除きます。

令和6年6月より

毎月第2・第4土曜日
近畿地方整備局管内の
公共工事を一斉にお休みします

労働者のワーク・ライフ・バランスの改善、また、将来の担い手を確保するためにも休日を増やし、より働きやすい環境をつくるため、取り組みます。



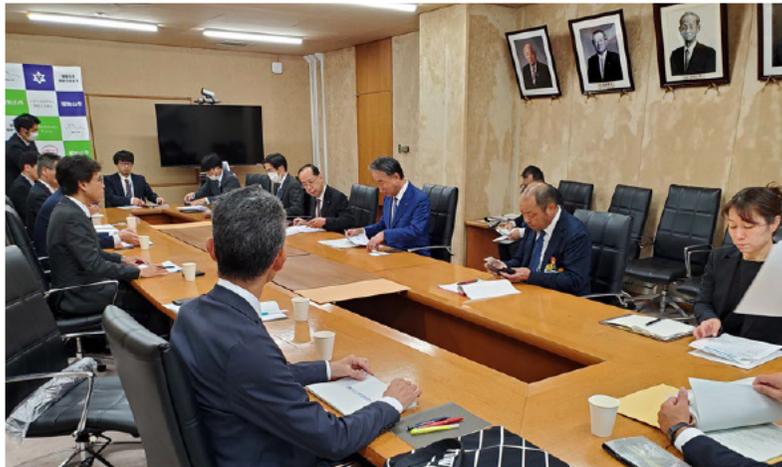
- 発注者協議会を通じ、週休2日の推進や発注時期の平準化等に関して『新・全国統一指標』を設定し、取組を推進しているが市町村の取組が進まないのが課題。
- 今回、市町村（府県当たり1市町村程度を選定）を直接訪問し、市町村が抱える課題等を把握・共有のうえ、国および府県より支援を行い、取組の推進を図ることを目的として『市町村キャラバン』を実施（府県も同席）。

新・全国統一指標(工事)

- ①地域平準化率(施工時期の平準化)
- ②週休2日対象工事の実施状況(適正な工期設定)
- ③低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定状況(ダンピング対策)

新・全国統一指標(測量、調査及び設計(業務))

- ④地域平準化率(履行期限の分散)
- ⑤低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定状況(ダンピング対策)



R6.11.1 福知山市長説明状況

市町村キャラバン実施状況

(R5年度)

府県	対象市	実施日
福井県	あわら市	11月21日
滋賀県	彦根市	10月19日
京都府	木津川市	10月4日
兵庫県	朝来市	11月14日
奈良県	奈良市	11月15日
和歌山県	田辺市	10月6日

※ 大阪府茨木市 R4年度(R5.3.29)に実施済み

(R6年度)

府県	対象市	実施日
福井県	福井市	11月14日
滋賀県	草津市	10月17日
京都府	福知山市	11月1日
大阪府	池田市、岸和田市	10月24日、10月21日
兵庫県	淡路市	11月21日
奈良県	橿原市	11月7日
和歌山県	紀の川市	10月7日

(R7年度予定)

府県	対象市	実施日
福井県	坂井市	10月28日
滋賀県	東近江市、竜王町	9月22日/10月7日
京都府	八幡市	11月26日PM
大阪府	貝塚市	11月26日AM
兵庫県	川西市	11月14日
奈良県	生駒市	10月3日
和歌山県	海南市	10月2日

令和6年度 市町村キャラバン アンケート結果

平準化	債務負担行為への財政当局の理解が得られ、さらなる増額の可能性調査を予定
	関係部署が集まる会議の場において、滋賀県目標値0.74に対する本市や県内市町の平準化率の現状を説明し、改めて平準化の取り組みについて重要性の共有が図れました。
	併せて、本市の件数ベースの平準化率は0.55ですが、金額ベースでは0.77であること。また、街路樹剪定や道路草刈り業務、緊急修繕小規模の舗装工事や道路構造物工事などの単価契約の工事や公共建築施設の包括管理業者から発注する1千万以下の工事が平準化の対象外設定となっているが、建設業者が担っていることから、平準化率の対象にしていきたい旨の意見をさせていただいたと伝えております。
	平準化のための債務負担行為について、市長、副市長に状況の理解をいただくことができた。
	債務負担行為の取組が加速。財政部局主導により本年度補正予算として議案化。
週休2日 工事	施工時期の平準化は理解するが、補助金申請のタイミング等支障となる事情を伝えることができた。
	週休2日確保について、試行から実施に向けて検討を実施。
	新たに建設現場一斉閉所の取組をR7から試行で実施する。
	週休2日確保について、改めて各工事担当部局と話し合いの場を持ち、取組の検討を始めた。
	また、一部週休2日の対応ができている案件があることがわかるなど実施状況の整理ができた。
	週休2日制に対する市長の理解が得られるとともに庁内関係部署の合意形成ができた。
その他	試行の週休2日制の取り組みを令和7年度本格実施予定。
	地域の特性による農繁期などの工期の制約がある中で、週休2日について検討を開始。
	国の生産性向上・働き方改革の取組内容をより深く理解することができた。
	新たに熱中症対策に資する現場管理費の補正の取組をR7から試行で実施する。
その他	業者負担の軽減のため、入札参加資格申請の電子化をR7の登録より試行で実施することとなった。
	また、電子入札の導入についても具体的な検討がスタートした。
その他	国発注工事の検査臨場に参加する機会が得られ、実際に申し込みをしている。

土木工事書類作成スリム化ガイド



令和7年6月

近畿地方整備局



土木工事書類作成スリム化ガイド

1. 目的、適用

■目的

- 工事書類のスリム化を図るとともに、受発注者間における資料等作成の役割分担を明確化することで、受注者の工事書類作成に要する時間を縮減し、建設業における働き方改革を推進する。

■適用

- 令和7年7月以降の近畿地方整備局（港湾空港関係、営繕関係を除く）発注工事を対象とするが、契約済み工事についても協議の上、適用できるものとする。

■土木工事書類作成スリム化ガイドの改訂について （趣旨）

令和5年12月に策定した本ガイドですが、業界団体からのご意見や令和6年度に実施した受注者へのアンケート調査結果等を踏まえ、遠隔臨場の普及促進、不明瞭な表現の見直し等の改訂を行いました。

（改訂のポイント）

- ①遠隔臨場による監督検査・工事検査の普及促進
 - 9. 工事進捗定例会議等における書類簡素化
説明資料に替えて動画の活用や遠隔臨場を併せて実施し、説明資料の削減が可能。
 - 13. 臨場確認②（段階確認、確認立会、材料確認）
遠隔臨場について、通信環境の改善に関して「低軌道周回衛星インターネットサービス」の活用が可能。
 - 24. 工事検査②
工事検査として、従来方法（対面書類検査、現場実施検査）又は遠隔臨場による工事検査が協議のうえ選択が可能。
- ②その他の主な改訂内容
 - 12. 施工体制台帳③（施工体系図）
施工体系図の様式は、樹状図形式に限らず、任意である。
 - 24. 工事検査④
既済部分検査請求書、完成通知書、引渡書、請求書の押印は不要とすることができる。

受発注者コミュニケーションガイド

～工事請負契約におけるガイドライン（総合版）*key points*～



令和7年5月

近畿地方整備局



受発注者コミュニケーションガイド

■目的、適用

■目的

- 受発注者間のコミュニケーションを図ることで、工事書類のスリム化、適切な設計変更、協議の迅速化など適正かつ円滑な工事請負契約の履行を行い、建設業における働き方改革を推進する。

■適用

- 近畿地方整備局(港湾空港関係、営繕関係を除く)発注の全工事を適用対象とする。

受発注者コミュニケーションガイドの位置付け

- 本ガイドは、近畿地方整備局(港湾空港関係、営繕関係を除く)発注工事において、『工事請負契約におけるガイドライン(総合版)-令和7年5月-』に基づき適正かつ円滑に工事請負契約を履行するにあたって、受発注者に求められるコミュニケーションのポイントをとりまとめたものです。
- 受注者及び発注者(監督職員、発注担当職員、現場技術員)は、本ガイドを活用し更なるコミュニケーションの向上に努めるものとします。

【参考】

工事請負契約におけるガイドライン(総合版)(R7.5)全編は、下記参照

工事請負契約におけるガイドライン(総合版)(R7.5)の構成

- 下記の6部で構成。
 - I 設計変更ガイドライン(案)
 - II 工事一時中止に係るガイドライン(案)
 - III 設計図書の見直しガイドライン(案)
 - IV 設計変更事例集(主な事例)
 - V 受発注者間のコミュニケーション
 - VI 参考資料

